

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 平成 23 年 8 月 4 日（木）午前 10 時 00 分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 小濱委員 野木委員
中里委員 奥山委員 山田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教育委員会定例会議事日程

平成23年8月4日（木）午前10時00分

- 1 教育長一般報告・その他報告事項
平成22年度「暴力行為」・「いじめ」・「不登校」の状況調査結果について ほか
- 2 審議案件及び請願等審査
教科書採択に関する請願書6件、要望書38件
教委第39号議案 横浜市立学校で使用する教科書の採択について
- 3 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長 おはようございます。それでは、ただいまから教育委員会定例会を開催いたします。

報道機関からの撮影許可、録音の申し出がございました。撮影については会議冒頭のみ撮影を認めることとし、録音については認めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは会議冒頭のみ撮影を認め、録音を認めることとします。報道機関の方、撮影をお願いいたします。

<撮 影>

よろしいでしょうか。それでは、会議を始めます。

まず会議録の承認ですが、7月26日の定例会及び急施で開催しました8月2日の臨時会の会議録は、本日の会議録と合わせて次回以降に承認することといたします。

では、議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いいたします。

山田教育長 **【教育長一般報告】**

1 市会関係

それでは、私のほうから一般報告をいたします。市会関係についてはこの間、特にございませんでした。

2 市教委関係

- 7/27 平成23年度第1回 横浜市生涯学習推進本部会議
- 7/28 横浜市災害対策本部 放射線対策部会議

市教委の関係でございますけれども、幾つか会議がありました。一つは7月27日、平成23年度における第1回の横浜市生涯学習推進本部会議、これは第3次の横浜市の生涯学習基本構想を定めるために開催をしたものでございます。これ以降会議が行われることとなります。

それからもう一つは7月28日、横浜市災害対策本部放射線対策部会議がございました。これは放射能に汚染された可能性がある肉牛等への対応等について会議がございました。主な会議については以上でございます。

3 その他

- 平成22年度「暴力行為」・「いじめ」・「不登校」の状況調査について

それと報告事項といたしまして、平成22年度暴力行為、いじめ、不登校の状況

調査の結果についてまとめましたので、これについて所管課のほうから後ほど説明をさせていただきます。

その他については特段ございません。以上でございます。

今田委員長

教育長の報告が終了しましたが、ご質問等ございましたらどうぞ。

よろしいですか。ご質問がなければ、別途所管課から説明とありました「平成22年度暴力行為、いじめ及び不登校児童生徒の状況報告」について、説明をお願いします。

佐竹健康教育・人権教育担当部長

健康教育・人権教育担当部長の佐竹でございます。それでは、平成22年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査についてご説明をいたします。

この調査につきましては、昭和57年から文部科学省が開始した調査でございます。このたび、横浜市の暴力行為を初め、不登校の状況調査結果がまとまりましたので、説明をさせていただきます。説明につきましては、人権教育児童生徒課長から説明いたします。よろしくをお願いします。

酒井人権教育・児童生徒課長

人権教育・児童生徒課長酒井と申します。よろしくお願ひいたします。

22年度の暴力行為などの文部科学省調査についてご説明します。この調査は、暴力行為やいじめ、不登校の状況等を調査する全国調査でございます。

本市の22年度の結果で、まず注目すべきは中学校での暴力行為の発生件数が大幅に減少することができたことです。具体的には2755件から2174件と581件の減、率で申し上げますと、21.1%減でございます。この中でも、対教師暴力につきましては、393件から258件へと34%の減少がございます。この258という数字は、遡ること平成16年、そのレベルまで戻ったと見ることもできるかと思えます。

さらに中学校ではということですが、不登校につきましても、80人減ということがございます。

一方、同調査にありますいじめの認知件数なんですが、933件増、1167件から2100件と報告があります。

下の各項目ごとについての詳細、あるいは参考になる点ということですが、暴力行為の減少については、児童支援専任教諭を昨年度より70校ずつ配置させていただきまして、小中一貫してきめ細やかな指導ができたところに改善の大きな要素があったかと思えます。

さらには関係機関と個に寄り添いながらも、社会的に許されないことは毅然として対応するというところで、こういった成果もあろうかと思えます。

さらには器物損壊、ガラスなどを壊す、ドアを破るという行為、これについても指導プログラムの実施等を行いまして、大幅に減少させることができました。

一方、いじめについて増加と申し上げましたが、これは昨年12月に、横浜市の全教職員を対象に、お一人お一人に実態調査をしまして、早期発見、そして早期対応がいじめの対応について必要という視点から取り組んで、そのことによっていじめに対する教職員の意識が高まって、数が増えてきていると考えています。

不登校については、47減少ということですが、中学校が80減少しましたが、小学校は33増ということで、全体として47減少ということですが、これについては今カウンセラーの配置を進めているわけですが、小中一貫型として小中ブロックの中で同じカウンセラーを配置して、生徒、保護者等には安心感を持って相談ができるという状況から、不登校の減少を図ることができてい

るのではないかと考えています。

しかしながら、小学生において、暴力行為が 11.3%増加するなど、必ずしも楽観視がすべてにわたってできているわけではございませんので、いわゆる非行の低年齢化ということに備えて、ますます施策の推進、さらには個に寄り添う教育の徹底を図っていきたいと思っております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

今田委員長 所管課から説明が終了しました。何かご質問等ございましたらどうぞ。

奥山委員 いじめの件数は細かく把握をするという観点から増えたということだと思えますが、年度内解消率が 91.2%ということですので、こちらは 22 年度を見ての数字と考えてよろしいのでしょうか。

酒井人権教育・児童生徒課長 22 年度ということでございます。

今田委員長 それでは、特にご質問等がなければ、次に請願等の審査に移ります。では、所管課から説明をお願いいたします。

漆間指導部長 おはようございます。指導部長の漆間でございます。よろしくお願いいたします。では、お手元にあります受理番号 160 番から 177 番、179 番から 193 番、195 番から 200 番、202 番から 206 番についての要望書等をご覧ください。考え方を指導主事室長よりご説明申し上げます。

齊藤指導主事室長 指導主事室長の齊藤でございます。それでは受理番号 160 番から 177 番、179 番から 193 番、195 番から 200 番、202 番から 206 番についてでございます。考え方です。これらの請願、要望等につきましては、教育長に専決させる請願及び陳情の指定に該当し、教育長専決になるもの、又は教育長に委任する事務に該当し、教育長委任になるものと判断されます。以上でございます。

今田委員長 それでは、説明のとおり、受理番号 160 から 177、179 から 193、195 から 200、202 から 206 は教育長専決としてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、160 から 177、179 から 193、195 から 200、202 から 206 は教育長専決で回答するとともにご報告をお願いいたします。以上で、請願等審査を終了いたします。次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。審議に入る前に事務局に確認ですが、何か報告事項はございますか。

重内総務課長 告示日から 8 月 3 日までに教科書採択に関する請願が個人から 1 件、要望等が 2 団体から 2 件、個人 5242 名から 32 件提出されました。これらの請願等につきましては、事務局で調整の上、次回以降にお諮りしたいと思います。7 月 27 日、個人 1 名の方から「教科書採択の教育委員会会議の会場」に関する

要望書が提出されました。こちらの要望書につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条の規定に基づき、事務局で調整し、回答させていただきます。

また、受理番号2、3、4の請願書等3件については、教育長専決にて回答いたしましたことをご報告いたします。

次回の教育委員会臨時会については、8月23日火曜日の午前10時から開催の予定ですので、よろしく願いいたします。以上でございます。

今田委員長

それでは、次回の教育委員会臨時会は8月23日火曜日の午前10時から開催することといたします。

次に、議事日程に従い、教育委員会第39号議案「横浜市立学校で使用する教科書の採択について」の審議に移ります。

本日の教科書の採択に係る審議資料につきましては、これまでと同様、採択終了後に公表することといたします。

まず初めに、所管課から全体に係る説明をお願いいたします。

漆間指導部長

では、ご説明申し上げます。お手元に教委第39号議案「横浜市立学校で使用する教科書の採択について」ご説明をいたします。

大きな資料の、カラーインデックス1番をおめくりください。

これは、横浜市立学校で使用する教科書を採択するものでございます。2ページをご覧ください。採択いたします教科書は、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級において平成24年度に使用される教科書、高等学校並びに中高一貫校の南高等学校において平成24年度に使用する教科書、中学校並びに中高一貫校の南高等学校附属中学校において平成24年度から27年度に使用する教科書でございます。

お手元のファイルにあります資料について、もう少し詳しくご説明を申し上げます。では、4ページから8ページをご覧ください。これは5月10日の教育委員会で決定いたしました「平成23年度横浜市教科書採択の基本方針」でございます。

続きまして、9ページ、10ページをご覧ください。教科書採択の手順が示されております。

11ページからは、平成23年度教科書取扱審議会が答申いたしました中から、中学校教科書目録に掲載された教科書の全体的特徴と採択の観点を抜粋して、国語から順に40ページまで示してあります。

なお、ここまでの資料は、本日この部屋で傍聴されている方々にもお配りさせていただいております。

次に、同じくカラーインデックス緑の2番から7番でございます。「横浜市立学校の教科書の取扱について」の答申でございます。

続きまして、8番から12番は採択に関する資料となっております。

なお、これらの資料の中で答申や採択に関する資料につきましては、採択終了まで非公開となっております。

次に、答申に至るまでの教科書取扱審議会及びその後の経過についてご説明をいたします。教育委員会では採択に当たり、平成23年5月10日、「平成23年度横浜市教科書採択の基本方針」を決定いたしました。先ほどご覧いただいたページのところがございます。資料のカラーインデックス1の4ページから8ページが先ほど申しました方針でございます。

その方針の6ページをご覧ください。そのページの下4の「採択の流れ」の

(1)にありますように、教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例に基づき、横浜市教科書取扱審議会を設置し、採択候補となっている教科書について、教科書採択の基本方針に基づいて、必要な事項の調査・審議を行うよう、平成23年5月27日に教科書取扱審議会に諮問をいたしました。審議会は5月27日、6月29日、7月5日、7月11日の計4回開催されました。この間、審議会では、専門かつ綿密な調査検討を行うため、校長、副校長、教員及び指導主事からなる教科書調査員を任命し、教科書調査員報告書を作成いたしました。

また、高等学校、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級につきましては、学校ごとの教科・科目の開設状況や、児童生徒の一人ひとりの学習実態が異なっておりますことから、各学校長に意見報告を依頼し、教科用図書意見報告書を作成いたしました。

また、学習指導に関する専門的事項に従事する指導主事が児童生徒の学習実態を総合的に調査・分析し、横浜市の児童生徒の学習実態、南高等学校附属中学校の生徒に想定される学習実態を明らかにいたしました。審議会では、これらの資料や文部科学省作成の教科書編集趣意書、神奈川県教育委員会作成の教科用図書調査研究の結果、教科書見本本に基づいて4回の審議会で慎重に研究・協議を行ってまいりました。そして第4回の7月11日開催の審議会で答申を決定した後、翌日7月12日、教育長に答申を手交し、教育委員会に提出いたしました。それ以降、本日まで、各教育委員におかれましては、関係法令、文部科学省及び神奈川県教育委員会の通知、文部科学省作成「学習指導要領」や横浜市教育委員会作成「横浜版学習指導要領」と「横浜市立高校版学習指導要領」、そして、教科書編集趣意書、教科書見本本による教科書調査、教科書調査担当指導主事からの答申内容についての説明などを受け、教科書研究を十分に進めてきていただいております。以上でございます。

今田委員長

ただいまの全体説明について、何かご質問がございますか。

ご質問がなければ、各校種ごとの審議に入ります。

初めに、毎年採択を行います「特別支援学校、小・中学校個別支援学級、高等学校用教科書及び南高等学校用教科書」の審議を行います。では、説明をお願いいたします。

齊藤指導主事
室長

指導主事室長の齊藤でございます。

まず、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用についてでございます。お手元の資料、インデックス3番、「平成24年度使用 特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書答申」についてです。

表紙を1枚おめくりいただくと、答申理由が記載されております。特別支援学校及び個別支援学級設置の小学校・中学校では、児童生徒の障害の状態が学校によって大きく異なっているため、横浜市教科書採択の基本方針に基づき、各学校の教育課程や児童生徒一人ひとりの個別の教育支援計画に即して最も適切な教科書について各学校長に対して意見を求めました。

審議会では、各学校長より提出された教科用図書意見報告書を尊重しつつ、その内容を教科書調査員報告書とあわせて慎重に審議して、各特別支援学校及び個別支援学級設置小学校・中学校が、その教育課程のもとで、児童生徒の障害の状態、学習状況、興味・関心等を踏まえ、かつ各児童生徒の個別の教育支援計画及び個別の指導計画に従い、教科等の目標の実現を図ることができる教科書として、別紙一覧に挙げた教科書が適切と認められたということから答申したという理由が示されております。

1枚おめくりいただきますと、答申する教科書が別紙一覧となっております。そちらには、「エ 特別支援学校（視覚障害）」の「1 小学部から検定済教科書・文部科学省著作教科書 一般図書・拡大教科書・点字教科書について、発行者番号・略称、教科書の記号・番号、書名等が記載されております。

以下、3ページに「2 中学部」、7ページに「3 高等部」と記載してあります。

次に、14ページをおめくりください。「Ⅱ 特別支援学校（聴覚障害）」の「1 小学部」から、順に「中学部」「高等部」と続きます。

さらにおめくりいただき、18ページをご覧ください。「Ⅲ 特別支援学校の知的障害」、21ページには「肢体不自由」、24ページには「病弱」の記載がございます。

25ページから27ページには、「Ⅳ 個別支援学級」の記載がございます。

さらに1枚おめくりいただきますと、次のページには「一般図書一覧」があり、発行者名や書籍名称などが最終ページまで記載してございます。

特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書の答申については以上です。

次に、高等学校用についてでございます。インデックス4番、「平成24年度使用 高等学校用教科書答申」をご覧ください。

表紙を1枚おめくりいただくと答申理由が記載されております。

本市の各高等学校では、教科・科目の開設状況が各学校によって大きく異なっているため、「横浜市教科書採択の基本方針」に基づき、生徒の学習状況や教育課程の実態に即して最も適切な教科書について、一般図書も含めて、各学校長に対して意見の報告を求めました。

審議会では、各高等学校長より提出された教科用図書意見報告書を尊重しつつ、その内容を、教科書目録に登載されているすべての教科書について調査・研究した調査員報告書とあわせて、慎重に審議をいたしました。その結果、生徒の学習状況や興味・関心、及び進路希望などを踏まえ、かつ、各高校の各教科・科目の年間指導計画に従い、教科・科目の目標の実現を図ることができる教科書として、適切であると、このように認められたため、別紙一覧のとおり、平成24年度に使用する教科書として答申したとされております。

1枚めくっていただきますと、答申する教科書が別紙一覧となっております。そちらには左側から、まず、学校名、発行者の番号・略称、教科書の記号・番号、そして書名、各高校における教科・科目のねらいと教科書の特徴が記載されております。

次に、南高等学校用教科書についてです。インデックス5番、「平成24年度使用 南高等学校用教科書答申」をご覧ください。

表紙を1枚おめくりいただくと答申理由が記載されています。答申理由は高等学校用教科書答申と同様でございます。

また、1枚おめくりいただきますと、答申する教科書が別紙一覧となっております。そこには高等学校用教科書と同様な記載がございます。

高等学校用教科書及び南高等学校用教科書の答申については以上でございます。

続きまして、採択案についてご説明をいたします。まずはインデックス8番、「特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書（案）」についてご説明いたします。表紙を1枚おめくりください。「1 採択する教科書」の欄の別紙一覧のとおり採択することをご提案いたします。なお、別紙一覧はそのページから1枚おめくりいただいたところから記載してあります。

続きまして、インデックス9番、「平成24年度使用高等学校用教科書(案)」をご覧ください。表紙を1枚おめくりください。「1 採択する教科書」の欄の別紙一覧のとおり採択することをご提案いたします。なお、別紙一覧はもう1枚おめくりいただいたところから記載してございます。

インデックス10番、「平成24年度使用南高等学校用教科書(案)」をご覧ください。表紙を1枚おめくりください。「1 採択する教科書」の欄の別紙一覧のとおり採択することをご提案いたします。なお、別紙一覧はもう1枚おめくりいただいたところから記載してございます。以上でございます。

今田委員長

所管課からの説明のとおり、特別支援学校、小・中学校個別支援学級、高等学校用教科書及び南高等学校用教科書については毎年採択を行うものでありますが、各委員からのご意見・ご質問等をお願いいたします。

特にご質問等がなければ、まず特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書については、事務局説明のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書については、以上のとおり採択いたします。

次に、高等学校用教科書及び南高等学校用教科書については、事務局説明のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、高等学校用教科書及び南高等学校用教科書については、以上のとおり採択いたします。

次に、中学校用教科書及び南高等学校附属中学校用教科書の審議に移ります。

まず、中学校用教科書については、順次9教科15種目の教科書の審議を行います。採決はすべての教科の審議終了後に一括して行いたいと思います。それでは、国語から説明をお願いいたします。

齊藤指導主事
室長

指導主事室長の齊藤でございます。

中学校用教科書につきましては、インデックス6番、「平成24～27年度使用中学校用教科書答申」をご覧ください。

まず、国語です。表紙をおめくりください。国語のインデックスがついております。1枚おめくりいただきますと、中学校国語の答申でございます。中学校国語は文部科学省の教科書検定を通った東京書籍、学校図書、三省堂、教育出版、光村図書の5者です。既に教育委員におかれましては、これまで教科書研究を十分に進めてきていただいておりますので、ここでは簡潔にご説明を申し上げます。

まず、1ページをご覧ください。教科書調査員報告書に基づき、文部科学省教科書目録に示された全ての中学校国語の教科書を、基本方針の採択の観点に沿って、調査・研究した結果から、まずこのページでは5者それぞれの教科書の全体的な特徴を取りまとめたものを示しております。

続いて、観点1～観点8まで、観点ごとに教科書を調査・研究した結果、より適切と考えられる発行者を記載してあります。なお、観点1につきましては、(1)から(11)まで、「横浜版学習指導要領 国語科編」に示された、育てた

い子どもの姿に基づいて教科の特色に沿った国語科独自の観点で調査・研究をした結果となっております。なお、全体的特徴と採択の観点項目につきましては、傍聴の方々にも配付をさせていただいております。

1 ページ、観点1の(1)では、「人間と人間との関係の中で、互いの立場や考えを尊重しながら言葉で伝え合う力を高め、思考力や想像力及び言語感覚を養う活動を通して、道德教育の推進の基盤、道徳的心情や道徳的判断力を築くものである」これらのことから分析して、2 ページ目に全発行者が適切であると判断して答申されております。以下、同じような考え方で中学校用教科書の分析が行われております。

観点1の(2)では全発行者が、観点1の(3)では東京書籍、教育出版、光村図書が、観点1の(4)では全発行者が、観点1の(5)では東京書籍、三省堂、教育出版、光村図書が、観点1の(6)では全発行者が、観点1の(7)では東京書籍、学校図書、教育出版、観点1の(8)では全発行者が、観点1の(9)では東京書籍、三省堂、教育出版、光村図書が、観点1の(10)及び(11)では全発行者が、観点2では学校図書、三省堂、教育出版が、観点3、観点4及び観点5では全発行者が、観点6では東京書籍、光村図書が、観点7では全発行者が、観点8では光村図書がより適切であると答申されています。

11 ページ、横浜市の児童生徒の学習実態では、課題として、

- ・自分の考えを持ち、表現する力を身につけるために、資料を分析したり、簡単な文章で表現したりする学習の工夫が必要なこと
- ・古典作品等の伝統的な言語文化に関わるために、多岐にわたる作品に触れること
- ・目的に応じて本や文章を読んだり、日常的に読書に親しんだりするために、図書館の利用や読書活動の充実を図ること
- ・文字への関心や知識・技能を高めるために、文字を書く機会を増やすことが挙げられています。

また、さらに発展的に学習させたい点として

- ・社会生活に必要な国語の能力を言語活動を通して身につけること、伝統的な言語文化に対する知識や関心を高めること
 - ・国語で身につけた言語能力を他教科や日常生活等で活用すること
- などが挙げられております。

以上が国語の答申でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

今田委員長

所管課から説明がありました。各委員からのご意見・ご質問等がございましたらどうぞ。

小濱委員

国語という教科は、今、さらに発展的に学習させたい点とご説明がありましたように、言語能力を他教科や日常生活等で活用するという意味で、すべての教科に関係を持つ非常に重要な教科だと私は思っております。ポイントとしては、豊かな情操を育てるために適しているかどうか、これは私の考えでは、優れた文学作品がなるべくたくさん掲載されていること。もう一点目は合理的思考力をつけるために適しているかどうか。これは哲学者や科学者の、味のある、わかりやすいエッセーがたくさん盛られているかどうかというようなことを重点的に私は調べてみました。もちろん、審議会の答申を前提にしてという話でございます。

もう一点は、全般に言えることですが、最近の時代の傾向を反映したせいか、コミュニケーションスキルやプレゼンテーションのスキルということのノウハウをととても細かく書いてあることが目立つと思います。こちらははたして国語で、

教科書の中に盛り込むべきかということに少し疑問を抱いております。

野木委員

私も答申に従っていいこうと思っておりますが、ほとんどが新学習指導要領の趣旨に沿っておりまして、先ほどの問題解決とか、コミュニケーション能力などを育成するようなことも工夫が随分されておりまして、ほとんど優劣はないという印象を受けました。

ただ、全体的に、取り上げる著者や作品が似通ってると思います。何か暗い、後ろ向きな感じの作品が取り上げられていることが多い、何か元気になれないような作品が多いという気がいたしました。ヘルマン・ヘッセや芥川龍之介などが多いようですが、彼らの作品でも少し暗い作品が取り上げられていた気がいたします。今、3.11 もあり、リーマンショックや失われた 20 年というような社会情勢がありますので、もっと頑張ればよくなる、今の、なでしこジャパンのように、あきらめないで続けていけば、本当にいいものができるというような希望が持てる内容がもう少しあるといいと、全体の中で思いました。少しでも明るいと感じるものや、対話を大事にしたようなものを選びさせていただきたいと思いました。

中里委員

私も答申を尊重しながらということは前提ですが、教育職でずっと教育をしたこともありまして、子どもへ対する思いや、教育に対する思いというものについては、確固たる信念というのは持っております。国語はもとよりいろいろな科目の教科書について考えたときに、何を目指して教育を行って、どのような人間にするのかという視点が常に柱のところにあります。国語の教科書すべてに載っている話の一つあります。ヘルマン・ヘッセの「少年の日の思い出」です。私も中学時代、ヘルマン・ヘッセが好きで、いろいろな本を読みましたが、実はこの「少年の日の思い出」で教科書に載っている部分は、大人と子どもの関係も上から押さえつけられるように感じました。最後の部分で、大事にしていた収集したチョウの標本を全部握りつぶしてしまうという後味の悪さがあります。子どもが読んだときに道徳的な心の響きの部分よりも、その最後の自分の宝物をつぶしてしまう部分が重く残ってしまうのではないかと感じられました。すべての教科書に、なぜ載っているのかなということも不思議に思いました。

奥山委員

もう皆さんがご指摘されたように、すべての教科の基本となるのが国語力だと思います。確かにプレゼンテーション能力などを取り上げていますが、恐らくそれは国語だけではなくて、ほかの教科においても言語力というところで活用できるという意味もあるのかなと思いました。私自身、国語力を育むためには、体験を積む、体験で知ってることということと、文章の中からかみ砕いて、そしてまた想像力を膨らませて、内在化して意見として発表していくというプロセスがとても大事なのではないかなと思いました。そういう意味では、多様な体験機会ということと、良質な作品との出会いということがとても大事であると思いました。

そのような観点から、国語の教科書を見させていただきました。その中で、現代社会の課題を扱うような論説文として採用されたものが適切かどうかということ、いろいろな考え方に広げられるような工夫がされているかということ、それから今の文学の話もありましたが、そこから何を私たちは拾っていくのか、子どもたちがどう考えるのか、そういった深まりのところも含めて、どのような作品が取り上げられているのかということを見て選びたいと考えました。

山田教育長

今回答申をいただいて、いずれの教科も同じですが、相対的に評価が高かったところからいろいろと見させていただきました。やはり国語というのは、先生方がおっしゃられるようにベースですから、一つは語彙が豊富でないと、ものを考えるにしても、制約が出てくるということになりますので、まずは語彙をきちんと身につけられる教科書、あるいは言語感覚を鋭く豊かにするような教科書であってほしいと思いました。

あとはやはり読書の部分は、文学にしても何にしても時代を経てきたものは、何かしら意味があると思います。ですので、それぞれの教科書会社には、こちらも含めて考えていただきたいなと思いました。

もう一点、国語の文法が、できるだけわかりやすく示してあるもの、なかなか日本語の国語の文法というのは難しいですから、なるべく中学生にわかりやすく示してあるようなものがないなと思いました。

今田委員長

それでは次に、書写の説明をお願いいたします。

齊藤指導主事
室長

続いて、書写のインデックスがついております1ページをお開きください。中学校書写の答申でございます。

中学校書写は東京書籍、大日本図書、学校図書、三省堂、教育出版、光村図書の6者です。全体的特徴についての資料を御確認ください。

続いて、観点1～観点8まで、観点ごとに教科書を調査・研究した結果です。観点1の(1)では全発行者が、観点2では東京書籍、三省堂、教育出版、光村図書が、観点3では東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、光村図書が、観点4では全発行者が、観点5では東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、光村図書が、観点6では東京書籍、大日本図書、三省堂、教育出版、光村図書が、観点7では全発行者が、観点8では学校図書、教育出版がより適切であると答申されています。

7ページ、横浜市の児童生徒の学習実態については、国語科で示した実態の中から書写の課題として

・文字への関心や知識を高めるために、文字を書く機会を増やすことがあります。

また、さらに発展的に学習させたい点として

・国語で身につけた言語能力を他教科や日常生活等で活用することが挙げられております。

以上が書写答申でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

今田委員長

所管課からの説明が終わりました。各委員からのご意見・ご質問等ございましたらどうぞ。

中里委員

過去に一年間だけ免許外の許可届けを出して書写を教えたことがあるのですが、とても楽しく子どもたちと一緒に勉強をいたしました。「守破離」という、守る、破れる、離れるという言葉がございませうように、書写の教科書を見ましても、姿勢とか筆の持ち方などが、きちんと入っております。道具の手入れの仕方など、すべて大事なところですが、形の指導がしっかりできているように思います。

ただいろいろな書写の教科書を見る中で、国語との関連、道徳教育との関連、それから教育基本法の、特に伝統と文化を尊重していくという部分の関連について、もう少しいい言葉の文字の書写があってもいいのかなということ全般に

強く思いました。書写の授業というのは一つの字を丁寧にじっくり書きますので、脳の中に相当染み込まれます。せっかくの機会ですので、いい言葉をじっくり時間をかけて、心穏やかな状態で練習させたいと感じました。

それから、一点気になった点があります。色弱のお子さんが、私が担任を持ったクラスにも必ず一人、二人はいたのですが、カラーバリアフリーに配慮したものは、ほかの色弱ではない人にも見やすい文字になります。ほかの科目にも共通するのかもしれませんが、書写の教科書の筆圧や筆順などの部分で、配慮した表現が必要かなということは強く感じました。

野木委員

書写は先ほど中里委員がおっしゃったように、やはり道徳的な面や日本の文化を継承していく、そのような部分があると思います。教科書を全部見せていただいて驚いたことがあります。先ほど中里委員がおっしゃった書写で選ばれてる単語ですが、「元気」、「親しい友」、「天地」、「自由」というような文字でした。小学校でも書写はあります。全く初めてではないわけですから、もう少し良い文章がないものだろうか、例えば、このような内容は指導要領に載ってるのか、と思いましたが、そうではないわけです。もう少し中身がある、例えばその言葉そのものが深遠で美しい言葉、最初は何のことかわからなくても、少しずつしみじみとしてくるような、漢詩、絶句とか律詩、故事成語、例えば「明鏡止水」のようないい言葉がありますよね。そのときはわからなくても、良い言葉だな、美しいな、20年前はわからなかったけども、今はわかるという言葉があると思います。先ほど中里委員がおっしゃいましたけども、多少難しい難解な言葉でも、その美しさとか、その深遠さというものを、理解できるような内容をであってほしいと全体的に思いました。

今田委員長

では、ほかにご質問等がなければ、次に地理の説明をお願いします。

齊藤指導主事
室長

では、地理のインデックスがついております1ページをお開きください。中学校社会（地理的分野）の答申でございます。中学校社会（地理的分野）は東京書籍、教育出版、帝国書院、日本文教出版の4者です。

観点ごとに教科書を調査・研究した結果です。観点1の（1）では帝国書院が、観点1の（2）では東京書籍、教育出版、帝国書院が、観点1の（3）では教育出版、帝国書院、日本文教出版が、観点1の（4）では東京書籍が、観点1の（5）では日本文教出版が、観点1の（6）では帝国書院が、観点1の（7）では全発行者が、観点1の（8）では帝国書院が、観点1の（9）では東京書籍帝国書院が、観点2では教育出版が、観点3では東京書籍、教育出版、帝国書院が、観点4では全発行者が、観点5では帝国書院が、観点6では東京書籍、帝国書院が、観点7では東京書籍、教育出版が、観点8では東京書籍、日本文教出版がより適切であると答申されております。

9ページの横浜市の児童生徒の学習実態では、社会科の地理的分野の課題として

・様々な資料を読み取ったり、地図を有効に活用して事象を説明したり、また自分の解釈を加えて論述したり、意見交換したりすることが挙げられております。

また、さらに発展的に学習させたい点としては

- ・自ら社会事象を見出し、課題設定して追究すること
- ・資料を適切に活用し、それに基づいて多面的・多角的に考察すること
- ・社会事象から必要な情報を的確に読み取ったり、記録・整理したりする学習を

取り入れること

・話し合いを通して自分の意見を明確にし、発表するディベートなどの学習を取り入れることが挙げられております。

以上が社会（地理的分野）の答申でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

今田委員長

所管課からの説明が終わりました。各委員からのご意見・ご質問等がございましたらどうぞ。

奥山委員

実は地理の教科書については、各教科書を見比べる中ではかなり私は迷いました。まず地理ということで、データの扱いや、写真などがかなり目につくわけですが、そのきれいさや、データの新鮮さを比べると、少し差があると思えました。

ただ、最終的に横浜市の児童生徒にとって課題として挙げられている点、様々な資料を読み取ったり、地図を有効活用するという点、それから自分の解釈を加えて論述して発表する力、この2つを特に重視して見たときに、そのデータの読み取り方についてかなり丁寧な対応をしている教科書、それから地図との関連で見方を丁寧に拾っている教科書を選びたいと思いました。

小濱委員

私も今奥山委員がおっしゃったように、見やすい、ビジュアル的に優れたものに少し重点を置きました。やはり特に地図の扱い方などです。それからもう一点ございまして、日本の領土について明確に表現されているかどうか。そのことが一つのポイントだなと私は思いました。

今田委員長

それでは、ご質問等がなければ、次に歴史の説明をお願いします。

齊藤指導主事
室長

歴史のインデックスがついております1ページをお開きください。中学校社会（歴史的分野）の答申でございます。中学校社会（歴史的分野）は東京書籍、教育出版、清水書院、帝国書院、日本文教出版、自由社、育鵬社の7者です。

観点ごとに教科書を調査・研究した結果です。観点1の（1）では、東京書籍、教育出版、日本文教出版、育鵬社が、観点1の（2）では東京書籍、教育出版、清水書院、帝国書院、日本文教出版が、観点1の（3）では教育出版、日本文教出版が、観点1の（4）では教育出版が、観点1の（5）では東京書籍、清水書院、帝国書院、日本文教出版、育鵬社が、観点1の（6）では全発行者が、観点1の（7）では東京書籍、日本文教出版が、観点1の（8）では東京書籍、教育出版、帝国書院が、観点1の（9）では東京書籍、教育出版、清水書院、帝国書院、日本文教出版が、観点2では自由社、育鵬社が、観点3では東京書籍、日本文教出版が、観点4では東京書籍、帝国書院、自由社、育鵬社が、観点5では自由社、育鵬社が、観点6では東京書籍、教育出版、帝国書院、日本文教出版、自由社、育鵬社が、観点7では全発行者が、観点8では東京書籍、帝国書院、自由社がより適切であると答申されております。

13 ページ、横浜市の児童生徒の学習実態では、社会科の歴史的分野の実態の中から課題として

・歴史学習にかかわる様々な性格の資料や、作業的・体験的な活動によって得られた資料から資料を選択して有効に活用することで、歴史的事象を一面的にとらえるのではなく、様々な角度から考察し、公正に判断するとともに適切に表現す

ること

が挙げられております。

また、さらに発展的に学習させたい点としては、

- ・自ら社会事象を見出し、課題設定して追究すること
- ・資料を適切に活用し、それに基づいて多面的・多角的に考察すること
- ・社会事象から必要な情報を的確に読み取ったり、記録・整理したりする学習を取り入れること
- ・そして話し合いを通して自分の意見を明確にし、発表するディベートなどの学習を取り入れること

が挙げられております。

以上が社会（歴史的分野）の答申でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

今田委員長

はい。所管課からの説明がありました。各委員からのご意見・ご質問等をお願いいたします。ご意見等ございましたらどうぞ。

小濱委員

私は、4点に絞って、特にポイントをきちんとフォローしているかどうかということ調べました。こちらに答申と横浜の児童生徒の課題というのがありますが、もちろんそちらを踏まえてのことですが、一つは改正教育基本法に伝統と文化の尊重ということが挙げられておまして、それをどのように歴史の教科書に生かすかと考えた場合に、やはり宗教や神話、そういうものについてどのような扱いをしているかが大切だと思います。

それから第2点は、とかく日本は間違った戦争をやってしまったという、これは通説になっているわけですが、その原因を、明治時代の例えば大日本帝国憲法、天皇主権の大日本帝国憲法というようなものに原因を求めるところがあります。私の考えは少し違って、やはり明治近代国家の建設の大きな礎が大日本帝国憲法であって、これは今の時代で読むといろいろと欠陥が目立つかもしれないかもしれませんが、その当時としては諸外国からも非常に賞賛を浴びた優れた憲法だったということです。ですから、そのような近代国家建設の苦労と成果ということがきちんと記述されているかどうか、これが私が考える第2のポイントです。

第3のポイントは、戦後の話になりますが、東京裁判が行われました。東京裁判についてはいろいろな議論がございますが、なるべく史実に忠実な形で、公正な形で記述されているかどうか、特に例えば南京事件について、ある教科書では大虐殺という表現になっています。ある教科書では虐殺となっていて、他の教科書では南京事件となっている。こちらについては史料が新しく発掘されるまでは意見が分かれて議論の最中で、定説が固まっていけないわけですが、定説が固まらないということを教科書に反映させないといけないと私は思いますので、例えば日本が引き起こしてしまった戦争についての戦後の判断ということを重要視したいと思いました。

それから、答申にもありましたが、十分な資料、面白い資料が、例えばコラムなどに載っているか。あるいは紹介人物の数が適切で、十分あるかどうか。以上が第4点目です。

野木委員

私は基本的には答申を尊重して、絞り込みの際に使っております。答申をつくられた調査員の方々の多くは現場の先生方とそれから指導主事であると聞いておりますので、これは現場の声であると思っております。ただ、観点が8つございますが、その重みが異なると思います。重みということ意識したかと聞きました

ら、それはしてない、その一つ一つの観点に沿って、反映してるかどうかということの調査、評価だったと聞きました。

ですから、観点到に重みをつけることが私としての一つの役割であると思いました。特に改正教育基本法、約60年ぶりの改定でございますけれども、こちらに関しては観点的の2から5が相当するかと思いますが、これは重みを大きくとらえました。観点的1は、本来は一つと考えていいのだけれども、各教科ごとに幾つかありますから、それはそれぞれ一つと、考えさせていただきました。それで計算をしまして、上位2つか3つに絞込んだ後、内容を吟味して決めるという手順をとりました。これはもちろん歴史だけではございません。すべての教科に関してとった私の手段でございます。

その中で、歴史については、観点的の2から4、特に文化、それから伝統ということが随分出てきますが、私は日本を元気にしたいという気持ち、日本人として誇りを持ちたいということや、どのような人物が記されているかということをかなり心に置きました。私はIT業界で40年以上ビジネスマンとして、あるいはエンジニアとして、研究者としてずっと過ごしてまいりまして、その立場で国際会議にもたくさん出ましたし、海外にもよく行きました。その中で感じますのは、やはり日本人のアイデンティティーです。グローバルになればなるほど、日本人であるということが大切になります。海外の方々には本当に自分の国を大切にしている、自分の国に誇りを持っているということをととても感じました。今日、日本はこの話題にかかわらずグローバル化の中におります。そのような中で日本人であることの誇りを持たなければ何もできない、長い伝統のある日本の文化に誇りを持つことが大切だと考えております。ですから人物が、迫力を持って描かれているような教科書がよい、と考えています。

そして、今、日本を支えているのはものづくり、ものづくりの技術です。これは日本を支えてきた原点とも言えるものであると私は思っています。この中で例えばからくり人形の田中久重さんや、トヨタの生みの親に当たる豊田佐吉さん、それから親子三代にわたって新幹線の建設に携わった、島安次郎、秀雄、隆、親子の涙の出るような努力の結果が、50年以上たっても死者が一人もない新幹線を生み出していると思えます。そのような人物を取り上げた教科書がありまして、私は技術者としてはとても嬉しく思いました。他に技術者で台湾のダムを建設して、台湾で非常に慕われている八田與一さんも取り上げられていますので、私は、本当に嬉しく思っています。

次に女性に関してきちんと取り上げられているということも非常に重要な要件でございます。日本ほど実は女性が、活躍してるのだけれども登用されていないという国はありません。実力があながた認められない状況が、まだまだ多くあります。今の日本を救うのはもしかしたら女性かもしれないということを明言する方々も増えてきていると思えます。今回、国民栄誉賞をもらったなでしこジャパンは、世界で優勝したらボーナスが、男子は、3500万とか5000万で、女子は150万が今朝のテレビで650万になったという、話がありました。女性の待遇はやはり期待されてない、一人前に扱われていないというようなことが実情でございます。これは世界中から不思議に思われています。企業におきまして、実は女性が幹部に登用されている企業というのは、実は非常に経営成績がよい、経営実績が上がっているということが定説になってきております。そういうことで、どんどん歴史に女性を取り上げてほしいと思うわけでございます。

そのような教科書を、私は採択していきたいなと考えました。

りどころになります。先ほど国語のところでも申しましたが、基本的には何を指して教育を行い、どのような人間を育てるかというところが柱だと思っています。それが教育基本法の目的・目標に反映されて、それを受けて学習指導要領の教科の目標に記載されています。社会科の教科の目標には、「我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てる」となっております。それから、「文化遺産を尊重する態度を育てる、国際協調の精神を養う、多面的・多角的に考察し、公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる」となっております。この視点で答申を大切にしながらも、日本という国に誇りを持って、自分たちの将来に夢をはせられるような子どもに育てたい、という視点で答申を尊重しながらも、そのような視点を持ちました。

そうしたときに観点の項目の2が、やはり社会科の中での重点項目だと思えます。ほかの教科ではまた違う部分で重点が生かされてくるということがありますので、社会科での重点はあると思います。

奥山委員

私も3つほど歴史の教科書を選定に当たって大事にした視点がございます。1つ目は、先ほど小濱委員からいろいろお話がありましたが、私は逆に、歴史教科書は教科書であって、歴史書ではありませんので、解釈ということが余りはっきり決まってないものが多くあることが、子どもたちにとっては、学習の妨げになってしまうのではないかと、やはり学習指導要領に書かれているように、我が国の歴史の大きな流れを理解させるということが一番の目標だと思っています。

小学校6年生で少し歴史の勉強をするわけですが、中学校で本格的に歴史を学ぶその基礎として、わかりやすさ、学びやすさということと、歴史認識に関して極端でないということをお願いしたい、と思いました。やはり中学校の上では歴史を学ぶ構えをつくる、丸暗記だけでつまらない歴史にしない、関心を持つことができれば、人生のどの時点においても歴史の本をひも解く、そのような大人になるのではないかと考えています。今回、18区すべての子どもたちの教科書が一律になることで、多様な学力の子どもたちにも配慮が必要だと思っております。私は観点の上で言えば観点1の9項目、さらに観点2、5、6などの比重ということを重く考えて選ばせていただきました。

2つ目はその子どもたちの学習実態を踏まえたという意味で、多様な学力の子どもたちが学びやすい教科書という点でした。

3つ目ですけれども、やはり今日本の日本国憲法に書かれている国民主権、基本的人権の尊重、平和主義、ということを書きこんで書かれていることということが親としても大事になってくると思います。愛国心や郷土愛ということがあると思いますが、私はそのことは地域学習から発展させるということも大事ではないかと思っています。私が住んでいる港北区でも篠原城の城跡が近年見つかって、子どもたちが中世の城跡について、これは何のためにつくられたのかと関心を深めることができますし、こどもの国にも、旧陸軍の部隊の跡がまだありますし、それから関内には殖産興業・文明開化ということで大きな歴史資料があるわけです。このような横浜にある多様な歴史資料を体験的に学ぶことによって、郷土愛や日本を誇りに思う子どもたちを育てていくことができるのではないかと思います。世界を俯瞰しながらも地に足のついた行動ができる日本人に育ててほしい、そのような思いから歴史教科書を選びたいと考えました。

小濱委員

今の奥山委員のご意見に対してですが、私の説明で少し誤解を招いたかもしれないと思うのですが、例えば東京裁判に関しては、今日専門家の間では定説が大体できています。南京事件は定説がないのですが、やはりこれは勝者の裁判であっ

て、勝てば官軍と言いますか、具体的に触れますと、アメリカは日本に東京大空襲とそれから原爆を2つ落としました。これは本来ならば東京裁判の訴因の中に含めるとすれば、人道に対する罪に明らかに値するのです。ですけれども、勝てば官軍のアメリカが中心となって行った東京裁判では、全部却下されて無視されている、ということも学者の先生方がいろいろ調べて定説になっております。東京裁判がそのまま通ってしまったということは事実としてはあるのですが、その史観というもので戦後ずっと考えるというのはどうなのか、と思っています。歴史の場合には解釈のない記述はあり得ない、どのように書いても何らかの解釈が入ると思います。過去のことで、私たちが生まれてない頃のことですから、より正確な解釈を限りなく求めていくしかないと思います。そのような意味で、先ほど東京裁判のことを申しました。

奥山委員

私もそちらについて追加させていただきますと、やはり大事な視点として、多面的・多角的に書かれている、ということがとても大事だと思います。一方的な考え方ではなくて、こういう解釈もある、こういう解釈もある、そういったものが注釈でついてるといって教科書が多かったと思いますが、そのようなバランスを見て考えていくということだと思います。

山田教育長

いずれの教科書も検定を通ってるわけですから、記述の仕方や扱いの大きさの軽重は、いろいろあろうかと思っています。その中でやはり私が子どもの学習実態、横浜で使用する、ということ踏まえて見たときに、歴史観や史観ということよりも、まず私は子どもの学習実態がどうなのか、そのことに対してどこが一番ふさわしいのかということについて答申を参考にさせてもらいながら検討しました。基本的には基礎的・基本的な知識や、概念、あるいは技能の習得はもちろんですが、そのほかに、歴史事象を一面的にとらえるのではなくて、いろいろな観点から、今先生方がおっしゃられたように、多面的・多角的に考察して表現する、そのような学習が必要ではないかと思っています。一つの歴史の事象のとらえ方にしても、一方から見ればAであっても、反対から見ればBに見えるようなことは世の中にたくさんあるわけですから、そのような選択は、中学校だけで歴史の勉強が終わるわけではありませぬので、いずれ各人が高校・大学などでいろいろな方の意見を聞いたり、あるいは書物を読んだりするわけなので、それぞれの選択肢を与えるということが私は最も大切だと思っています。

先ほど基本的な知識や技能と言いましたように、小学校6年生で教わりはしますが、基本的には本格的に勉強していくのは、中学校がスタートになっていくわけですから授業のときに、課題を持って、ここでは何を学ぶのか、授業に向かう姿勢、思いをまず認識させた上で、そしてもう一回定着させていくための工夫や構成があることが私は一番いいのではないかと思います。

今田委員長

教育基本法改正後、本格的な採択ということで、改正で掲げられた目標、特に歴史とか公民の分野についてどれだけ反映されたのかと期待をしていましたが、少しがっかりだなという気もします。教科書を読み比べると、やはり個々の事件・事象の扱いについて、力の入れ方にやはり違いがあります。歴史の教科書ですから、古代から原始、古代から現代という時代の流れ、構成にはそれほど違いがないのですが、この件についてはもう少し詳しく記述したほうがいいのか、結果だけではなくてももう少しその時代の背景があった方がよいのではないのか、あるいはこの件については教科書の全体量から考えると、ここまで詳しく書く必要があるのだろうか、など、それぞれのいいところをうまく組み合わせる

と、一層いい教科書ができるのかなと思いました。ただ現実にはどれかを選ばないといけないということになるわけで、私の基本のスタンスは、当然審議会の答申を尊重するということですが、あわせて審議会の答申の中に公平公正か、論理的に納得できるのか、やはりこれはしっかり検証する必要があるなど思いました。それから教育行政、法律主義の原則は16条で新しく加わったわけですがけれども、それを踏まえて新しいこの2条の目標、あるいは学習指導要領、そういうものを銘記して、加えて教育委員のお仕事をいただいてきた中で得た知識・経験、そのようなものを総合的に加えて判断をしていきたいと思いました。

具体的には、いろいろな項目を、委員の間でも観点ごとに議論をしまして、また一部の調査員からも補足説明をいただいたのですがけれども、加えて個別・具体的事件についても事象ごとに教科書を読み比べ、その中でやはり新しく見えてきた事項もありました。先ほどほかの委員も何人かおっしゃってましたけれども、科目ごとに観念の持つ重みにやはり違いがあるのではないかと思います。特に歴史の分野で意識したのは学習指導要領の歴史的分野の目標の中で書かれている幾つかの中の一つ、日本の歴史の大きな流れを世界の歴史を背景にとらえているか、それから我が国の歴史に対する愛情を深め、国民として自覚を育てるものなのか、それから歴史事象を多面的・多角的に考察し、公正に判断しているのかというようなことを私自身は意識しました。だから、過去の出来事を現代の視点だけで一方的に批判・否定するのはどうなのか、少し一方的過ぎるのではないのか、だから、歴史的事実をその当時のとらえ方と現時点でのとらえ方をやはり少し区分けして考えたほうがいいのではないかと思います。

あと同時に、中学生レベルの理解にふさわしいかということも強く意識して臨みました。

それから、少し話がそれるかもしれませんが、つい最近、著名な数学者が出版した本の中で、戦後から今日まで、日本の歴史教育が様々な要因でかなり歪んだものになってきた、その結果、日本の多くの若者が自国の歴史を否定してきた、その結果、祖国への誇りを持ってないでおり、意欲や志の源泉を枯らしているというようなことを指摘しました。統計上もこれはそのデータがあるわけですがけれども、私もそうだなと思いました。日本の歴史にはすばらしい誇り得る部分が沢山あるわけで、歴史を学ぶ意欲をかき立ててくれる教科書が必要だと思いました。

先ほど少し文化の話もありましたけれども、その日本の文化、飛鳥、奈良、平安、鎌倉、室町、江戸と続く時代の中で育てられ、育まれてきた日本文化の伝統の奥深さ、すばらしさは沢山あるし、近代から現代までの歴史の中で、幕末から特に明治維新、明治から現在まで、欧米諸国を中心とした世界史の大きな流れの中に巻き込まれながらも先人がどのように生きてきたのか、努力し苦悩し、あるいはそういうものに思いをはせながら、また大いなる反省も込めて学んでいくことが必要なのではないかと思います。

中里委員

私は学生時代、社会は得意ではなかったのですが、この機会に教科書をよく読むようになって、歴史が好きになり、社会が好きになりました。最近若い20代の青年と話す機会があったときに、彼はいい生き方を今しているのですが、日本に対しての誇りを持ってない、日本は特別にだめなのだ、と話していて、教育の大切さということを感じました。歴史を学べば学ぶほど好きになって、そして日本を誇りに思うような、そのような国民に育ててほしいと思いますが、あくまでも教科書を教えるのは教師です。国語にも感じましたが、教師の指導力によるところも大きいのだろうとつくづく思いました。社会には奥の深さが沢山あります。相当勉強して、教えていただかないと難しい教科だと痛感しました。

奥山委員

私は乳幼児の子育て支援を行っているので、やはり子ども・若者のことがやはり心配です。覇気がないとか、前向きでないということ言われがちな若者世代ですが、やはり日本の経済状況にもかなり大きな影響を受けていると思います。また、どうしても人と人との関係性の中で育まれるということがとても大きいと思いますので、ぜひ歴史だけではなくて、若者をきちんと育てていく全体的な取組ということが教育には求められていると思いますので、全教科に言えることだと思いますが、学校の学習に地域の人たちを巻き込む、歴史の活動にも地域の人たちとともに考える、人と人の中で若者が育つ、そのようなことをぜひ取り入れていただきたいなと思います。

山田教育長

私の友だちは比較的楽道家が多いのかも知れませんが、それほど自信を喪失した人というのはあまりいないのです。ただ、若者一般というのはなかなかとらえ方が難しく、今の世の中を見た場合に、歴史だけではなくて、ものの考え方、人生観、ものの見方など、まず基礎となるところをきちっと身につけて行くことが一番大事で、そのために頭の中を整理しやすい、わかりやすいというものを、まず教科書として、私は求めるべきだと思います。いわゆる歴史書は役所の中でも好きな人がたくさんいますし、私の知り合いの中でもたくさんいます。ただそのことと教科書というものとは少し分けて考えたほうがいいのではないかなと私は思っています。

今田委員長

他にご質問等なければ、次に、「公民」の説明をお願いします。

齊藤指導主事
室長

公民のインデックスがついております1ページ目をお開きください。中学校社会（公民的分野）の答申でございます。中学校社会（公民的分野）は東京書籍、教育出版、清水書院、帝国書院、日本文教出版、自由社、育鵬社の7者です。

観点ごとに教科書を調査・研究した結果です。観点1の（1）では、教育出版、帝国書院、日本文教出版が、観点1の（2）では東京書籍、教育出版、清水書院、帝国書院、日本文教出版、育鵬社が、観点1の（3）では東京書籍、教育出版、帝国書院、自由社、育鵬社が、観点1の（4）では日本文教出版が、観点1の（5）では東京書籍、清水書院、帝国書院、育鵬社が、観点1の（6）及び（7）では全発行者が、観点1の（8）では帝国書院が、観点1の（9）では全発行者が、観点2では東京書籍、教育出版、日本文教出版、育鵬社が、観点3では帝国書院が、観点4では教育出版、清水書院、自由社が、観点5では自由社、育鵬社が、観点6では東京書籍、教育出版、帝国書院、日本文教出版、自由社、育鵬社が、観点7では全発行者が、観点8では東京書籍、教育出版がより適切であると答申されております。

13 ページの横浜市の児童生徒の学習実態では、社会科の公民的分野の実態の中から課題として

・資料をもとに何を考え、何を根拠に結論を導き出したのかを、他者に具体的、論理的に説明するなど、結論とそれを導き出した過程を分かりやすく表現することが挙げられております。

また、さらに発展的に学習させたい点として

・自ら社会事象を見出し、課題設定して追究すること、資料を適切に活用し、それに基づいて多面的・多角的に考察すること
・社会事象から必要な情報を的確に読み取ったり、記録・整理したりする学習を

取り入れること

・そして話し合いを通して自分の意見を明確にし、表現するディベートなどの学習を取り入れることが挙げられております。

以上が社会（公民的分野）の答申でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

今田委員長

はい。所管課からの説明が終わりました。各委員からのご意見・ご質問等がございましたらどうぞ。

小濱委員

公民的分野も大変議論の多い中で公正中立というのは難しいのですが、私が特に着目したのは2点あって、一つは人権の考え方、それからもう1点目は安全保障です。

初めの人権から申し上げますと、基本的人権というのは憲法にもうたわれているのは当然のことですが、この基本的人権という概念を、天から降ってわいたかのように、国法と無関連に成立するかのような記述をしている教科書というのが幾つかあります。例えばフランスの人権宣言に人権は天賦のものだという文言もありますが、これはフランス革命の運動のときの一種のアジテーションであって、憲法、国法がこれを保障するのであれば、人権というのは成り立たない。また、人権の濫用ということをも日本国憲法では公共の福祉に反しない限りという歯止めをつけております。こういうことがきちんと記述されているということは重要な点だと思います。例えば、幾つかの教科書では、基本的人権のことを説明するのに、人間であればだれでも、日本人も外国人も、それから大人も子どもも皆等しく持っている権利、という記述が非常に多いのです。私ははっきり申し上げるとそのようなところが引っかかるので、例えば日本人と外国人の違いというところで考えれば、例えば今、外国人参政権が政治の世界の中でも問題になっておりますが、こういうことを無原則に認めるという方向になりはしないかということに危惧します。つまり、それは日本の国家の主権、国としての主権をともしれば危うくする記述ではないのかなという感じがします。それから、大人と子どもの区別ということもそうです。区別なしにみんな基本的人権が与えられていることを拡大解釈していきますと、例えば教える側の教師と教えられる側との間には全く平等で区別がないのかと、そのような乱暴な解釈も成り立つ余地があると思います。そうすると、指導する者と指導される者というのは、私の考えでは明らかに前者が優位に立つわけです。その権限を付与することによって、教えられる側、指導される側は文化、知識、技能、あるいは生き方などを享受するという関係になっているわけです。そのような関係は細かく見ていかないと、一概に大人も子どももとか、外国人も日本人も、という言い方で人権概念をとらえるというのは、少し行き過ぎではないかという考えを持っています。それが大事な観点です。

第2点目ですが、安全保障の問題です。自衛隊が憲法で正式な軍隊として認められていないという事情もありまして、いろいろこの部分は扱いにくいということはわかりますが、現在やはり東アジア情勢というのは結構緊迫してます。そのような情勢の中にあって、たとえ中学生といえども、自分の国の周りが今どうなっているのかということ、それから国家主権というものがきちんとあって、例えば国家の三要素としてよく言われるのは、国民と、領土と、主権、その三つと言われております。この主権というのは、国内では国民が主権ですが、国際関係の中では主権というのは国家が主権なのです。そのようなことをきちんと押さえ

ているかどうか、そのような記述があるかないかということの一つの判断基準として、注目させていただきました。

中里委員

公民の分野においても、公民の学習指導要領の目標があるわけですが、国民権を担う国民として必要な基礎的教養を培うとはっきり書かれております。学習指導要領の社会科の内容、それから内容の取扱いというのは、ほかの教科に比べて具体的に明記されています。こちらに挙がっている教科書は検定を通過してきているので、きちんと全部載っていることは事実ですが、全部扱いが違うなという感じを受けた記述がありました。例えば、自衛隊に対する書き方、取り扱っているページ数、外国人参政権に対する内容、取扱い、それから割いている行数です。それから国旗・国歌についても随分角度が違う、領土の竹島・尖閣諸島の問題も教科書によって随分違いがあるということは感じました。

野木委員

この公民について、考え方は歴史のときに言わせていただいたことと共通することが多いのですが、私はやはり公民で、強調したいこととか、一番大事なことというのは、日本人が世界の中で通用する、そのような人間に育てたい、そのような科目でありたいということでございます。何度も言いますが、グローバル化の中にいる我々、今こそ世界の中の日本人という視点が必要になってまいります。国際都市と言われている横浜の子どもには、ぜひそれを自覚してもらいたいし、国際社会に通用する大人になってもらいたいと思っております。そのためにはやはり軸がぶれないということが大事です。その一番の要素はやはり国歌であり、国旗であり、外交であり、防衛関係であり、そして国際貢献、そのような本当に基本的な知識です。先ほど中里委員がおっしゃったように、かなりいろいろな記述の仕方がございます。だから人によって、いろいろ考えがあろうかとは思いますが、きちっとしたものが必要ではないかと思えます。

今はいわゆる成熟社会になってきておりますから、その要素の以外のいろいろな事象には正解があるなどということはまずありません。正解のないものが増えてきているのですが、そのときに、基本的なことはきちっとする、そしてそのほかの事象については、多面的・多角的な視点が重要になってきますので、ディベートを重要視している、特にこの公民というのは現実的な、具体的な事象がありますので、それをディベートの題材にして、そしてみんなで意見を闘わせるといったディベートのやり方にのっとってきちっとやっていくということを訓練できる、実現できるようなことがいいと思えます。そのような非常に具体的なことをみんなで討論しながらやっていくと、結局は自分の考えを持つことができると思えます。本当に日本人は、国際会議等に行っても、余り発言しないのです。私を含めてでございますけれども、本当に情けないのです。ですからどんどん発言していかないと、取り残されてしまいます。そのような意味で、私はこのディベートを、随分取り上げているような教科書というのは非常にいいのではないかと思います。

奥山委員

公民というのは、現代的な課題も取り上げているわけですから、子どもたちには新聞を読みながらも、自分に引き寄せて考えられる、とても大事な教科だと思います。また、社会科の中では1、2年で学んだ地理的な学習と、それから歴史的な学習を踏まえた上でこの公民、ある意味中学校を卒業したら一角の発言ができるような子どもたち育てほしいという願いを込めた教科書だと思います。そのような中では、一つには日本の社会というのがどのような形で形づくられているのか、法的にどうなのかという基礎的な教養を学ぶ、とても大事な教科だと思

います。そういった意味では、やはり日本国憲法の国民主権や基本的人権の尊重、平和主義という、この3点について、きちんとページを割いて書いてある教科書というのが大事ではないかなと思いました。

先ほど、多分、「法の下での平等」というところでの親子の関係とか教師と子どもということについてお話があったと思うのですが、法の下での平等と言った場合には、多くの場合は今まで人権が非常に認められにくかったハンセン病の方ですとか、いろいろな今までなかなか人権として難しかった人たちとも法の下では平等なのだということを記載している教科書のほうが多いのかなと思いました。そのことと立場という親子の関係、教師と子どもの関係というのはまた少し観点が違うのではないかなと、個人的には思っております。

そのような意味では、とても大事な教科書だと思うのですが、あとディベートという話が野木委員からもありましたけれども、やはりここでも課題として挙げられている資料を読み込んで、そしてそれを論理的に説明する力、結論を導き出して過程をよりわかりやすく表現する力、このようなところが教科書を読んでいる工夫がされているというところを重視したいと思いました。

実は、ワークライフバランスが余り取り上げられてない教科書もありまして、これは今日的な話題で公民で扱っていくと思いますが、そのあたりも少し読んでいて差があるなと思ったところです。

山田教育長

生徒の学習実態というところで書いてあるのですが、基本的にはこの公民というのは、指導要領にも書いてありますけども、健全な国民・市民、その公民的資質、そういったものを養うということです。その取り扱っている題材が、政治とか経済なものですから、見方などが分かれてくるのですが、基本的にはここにも書いてありますけども、いろいろな事象の資料をいろいろな観点なり見方から読み解いて、自分で論理的に頭の中で構成をして、人と議論をして、発表していく、そういったことを多分養っていく、そういう科目であろうと思います。扱っているのはさきほど言いましたように、政治とか経済とか、少しややこしい話がありますけれども、基本的にはそういった、例えばさきほど先生が言われたディベートですとか議論とかというのもそうなのですが、中学生にとってわかりやすいテーマを設定して、具体的にそれを身につけやすいような構成・工夫がされているものが基本的にはいいかなと思っています。

政治の世界にしても経済の世界にしてもいろいろありますけれども、自分のところに引きつけて、自分がこうだったらどうだろう、自分がこういう立場だったらどういう見方をするのだろうと、特に中学校3年生ですから、人によってはそのまま社会に出て行く人もいるわけで、自分だったらどうするというのを、頭の中でも行動でも整理できる仕組みなり構成なりで配慮されてる教科書のほうがいいなと思いました。

今田委員長

この公民というのは、言葉としては比較的、何となくなじみがない、しかし中身は現代の我々の生活と一番かかわりが深いということで、学習指導要領の社会の目標の最後の締めくくりも、「我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う」とあります。この辺のところ、国土と歴史に対する理解と愛情というのは、地理や歴史を勉強した上で、社会の勉強のある意味で総仕上げとなる、極めて大切な科目だなと私自身も認識しました。その中で基本のスタンスは歴史と同じように、この審議会の答申を尊重しながら、基本法の条項、あるいは指導要領、そのようなものを銘記して臨みま

した。この公民が総仕上げという意味で、どのようなスタンスでこの本を書いているのかというところで、公民の教科書の最初のほうをいろいろ読み比べましたが、全体的に個々人の人間的な成長を目指すという視点があつて、そのこと自体は立派なことなのですが、もう一段、我々の役割からすると、学習指導要領で求めているものがどのように反映されてるかという意味での、社会の目標として掲げる国家・社会の形成者としての視点というのは必ずしもどの教科書も書いているわけではない。その辺のところをやはり採択の視点として、私は忘れてはいけない視点なのかなと思いました。

また、公民的分野の目標の中にもいろいろ書かれていますけども、幾つか書かれてる中で、やはり権利と責任、それから自由と責任、権利と義務の関係、そのようなものの広い視野から正しく認識しようというスタンスがやはり必要だろうと思います。もちろんこの前段で、個人の尊厳と人権尊重の意義がきちっとうたわれた上で権利と自由、義務と責任、それから、公民的分野の目標の中にも書かれていますけれども、現代社会の諸問題に着目させ、自ら考えようとしてる、タイムリーな事例研究がどの程度盛り込まれているのかということがあります。

それから、国際間での相互の主権の尊重に加えて、自国を愛することの大切さ、そのようなものを自覚させようとしてるのかどうか。それから、これは皆さんおっしゃった、現代の社会的事象に対して多面的・多角的に考察し、公正に判断しようとする視点がきちっとあるのかということ。そのような意味で、最近の新聞で取り上げている事項について、どのような記述になっているのかということも大いに関心を持ちました。さきほどお話がありましたけれども、自衛隊の問題などもあります。憲法の9条と自衛隊の関係というのはいろいろ見方があり、やはりある程度丁寧に説明しないと、なかなかわからない。そのような意味で、制定当時の解釈だけでは難しい部分もあるだろうし、現実の取り巻く国際状況の変化の中でどのように対応していくのかという弾力的な見方などが余り強過ぎるとまたおかしいし、だからこそかなり丁寧な説明が必要だと思いました。

それから、皆さんからもお話があった国旗・国歌の問題も、これは単に事実関係を書くだけではなく、なぜそのようなものが大切なのか、そこをところを理解させる説明が大切だと思います。領土問題もなかなか難しい、ナーバスな問題ですけれども、それをやはりきちっと必要な事項として、明示していくことが必要です。

それから、拉致の問題も大きな社会問題になっているのに、私は全般的に少し扱いが小さい、国の主権の問題として、それをしっかりとらえて、必要なことは書いていくべきだと思います。

それから、外国人参政権の問題も今ここでお話がありましたけれども、これはいろいろな意見があり、国家の主権にかかわる事項ですので、やはり少し冷静な視点で記述すべき事項なのかなと思いました。そのような意味で、社会科の学習指導要領で掲げる目標の部分、国家・社会の形成者としての必要な公民的資質の基礎を養うという大きなところを私自身は読んでいく中で大切な観点だとしてらえています。

中里委員

もう皆さんほとんどお話されたので、つけ加えることはほとんどないのですが、子どもたちが本当に健全な国家観が持てるような学習をしてほしいなと願います。

奥山委員

委員長がおっしゃられた国家・社会の形成者という言葉ですけれども、学習指導要領の中で、公民的資質の説明のところに、公民には市民社会の一員としての

市民と、国家の成員としての国民という二つの意味があるということ、多分そのことだと思っておりますが、私はNPOという立場からも、子どもたちが地域に関心を持って、市民社会の一員として、自分がどういうことをすべきかというようなことがむしろ重要であり、課題があると考えています。教科書によって、そのような学校内のことや地域の課題からまずは考えてみましょうというようなこともありました。やはり中学生ですので、身近なところからディベートの訓練をするということも含めて気がついてほしいなと思います。そのことがやはり自分と社会の関係性というところを子どもたちに身近にとらえてもらう、そのようなことではないかなと思っています。

小濱委員

少し補足させていただきますと、私ごとで恐縮ですが、ある大学に私、非常勤の形で勤めてるのですけれども、今の学生の平均的な層というのは、この公民的感覚というのが非常に低いのです。日本国憲法で基本的人権、あるいは自由権として認められているものを何か一つ、言ってみなさいと言ったら、学生が、遊ぶ自由と言ったのです。これは単なる学力の低さとかという問題ではないと思います。やはり社会全体が非常に複雑・高度になってきて、私生活中心、自分の身の回りのことだけに関心を払わなくてはならないような社会になってきていると思います。そのような中でこそ、やはり公共精神とか、国家の一員としての義務と責任を教育の中でしっかりと教えていく必要があると思います。

山田教育長

やはりこれも同じように検定を通っていますから、いろいろな書き方、濃淡はあると思いますが、この公民に関して特に強く思うのは、背骨としてのきちっと伝えなければならない部分はどこからどこまで、その後のいろいろな見方がある、考え方が、選択肢がある、そういったものはどこなのかということをもう少し意識してきちんと整理した教科書が個人的にはいいと思います。

今田委員長

まだ説明が残っておりますけれども、暫時休憩いたします。再開時間については事務局から報告をお願いします。

重内総務課長

再開時間につきましては、12時15分になります。
最初に委員が退出いたします。よろしくお願ひいたします。
傍聴者の皆様、記者の皆様には注意事項をお伝えしますので、しばらくお待ちください。

<委員退出>

重内総務課長

注意事項でございますが、まず会議室から退室される場合には、傍聴券をお持ちになるようお願いいたします。休憩後の再入室の際は、傍聴券を確認させていただきます。また、再開時間を過ぎますと、傍聴者の方は入室できませんので、必ず時間までにお席に戻るようお願いいたします。

トイレでございますが、出口を右に出た、この階のエレベーターの先にありますので、ご利用ください。

それでは、12時15分再開です。

[休憩開始時刻：午後0時00分]

<休憩>

[再開時刻：午後0時15分]

今田委員長

それでは、会議を再開いたします。

それでは、次に地図の説明をお願いいたします。

齊藤指導主事
室長

地図のインデックスがついております1ページをお開きください。中学校地図の答申でございます。中学校地図は東京書籍、帝国書院の2者です。

観点ごとに教科書を調査・研究した結果です。観点1の(1)、(2)及び(3)では帝国書院が、観点1の(4)では全発行者が、観点1の(5)及び(6)では帝国書院が、観点2、3及び4では全発行者が、観点5では帝国書院が、観点6では全発行者が、観点7では東京書籍が、観点8では帝国書院がより適切であると答申されております。

7ページの横浜市の児童生徒の学習実態では、社会科の地図の実態の中から課題として

・様々な資料を読み取ったり、地図を有効に活用して事象を説明したり、また自分の解釈を加えて論述したり、意見交換したりすることが挙げられております。

また、さらに発展的に学習させたい点としては

・資料を適切に活用し、それに基づいて多面的・多角的に考察すること
・社会事象から必要な情報を的確に読み取ったり、記録・整理したりする学習を取り入れること

が挙げられております。

以上が地図の答申でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

今田委員長

所管課からの説明が終わりました。各委員からのご意見・ご質問等がございましたらどうぞ。

よろしいですか。それでは、なければ次に進みたいと思います。

それでは、次に数学の説明をお願いいたします。

齊藤指導主事
室長

数学のインデックスがついております1ページをお開きください。中学校数学の答申でございます。中学校数学は東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、啓林館、数研出版、日本文教出版の7者です。

観点ごとに教科書を調査・研究した結果です。観点1の(1)では、東京書籍、学校図書が、観点1の(2)では東京書籍、大日本図書、学校図書、日本文教出版が、観点1の(3)では大日本図書が、観点1の(4)では東京書籍、大日本図書、学校図書、啓林館が、観点1の(5)では東京書籍、学校図書、教育出版が、観点1の(6)では全発行者が、観点1の(7)では大日本図書、学校図書、啓林館、日本文教出版が、観点1の(8)では東京書籍、学校図書、教育出版、日本文教出版が、観点1の(9)では全発行者が、観点2では東京書籍、学校図書、教育出版、啓林館が、観点3では全発行者が、観点4及び5では東京書籍、学校図書が、観点6では東京書籍、啓林館が、観点7では東京書籍、啓林館、数研出版が、観点8では東京書籍、大日本図書、啓林館がより適切であると答申されております。

13ページの横浜市の児童生徒の学習実態では課題として

・表現力に課題があることから、事象を数理的に考察する過程で、小学校同様に、的確な表現や筋道立てた説明などに積極的に取り組むこと

・情意的な側面を大切にして、数学を学ぶ意欲を高めるとともに、数学的な活動を重視し、数学を学ぶ過程を大切にすること

が挙げられております。

また、さらに発展的に学習させたい点として、

・数量や図形の意味を実感をもってとらえるようにしたり、言葉や数、式、図などを使って自分の考えを表現したりできるようにすること
・既習事項をいかに活用したらよいかを考える場面を設定し、発展的に問い続ける授業展開を重視していくことや学び直しの機会を設けることが挙げられております。

以上が数学答申でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

今田委員長

はい。所管課からの説明が終わりました。各委員、ご意見・ご質問等がございましたらどうぞ。

小濱委員

数学も大変重要な教科でございまして、どのようなポイントを重視したらいいかという、私の考えでは、各単元の初めに原理の説明があります。例えば二次方程式だったら解の公式をどう説明するかとか、三平方の定理をどう証明するかとかです。このようなことは非常に簡潔にわかりやすく書かれていることは必要と考えました、それが第1点です。

それからまた、数学は好き嫌い、いろいろありますが、大は小を兼ねると申しますか、量的に問題の数がたっぷりあり、様々な多様な観点から見た問題が掲載されているということが必要ではないかと思えます。数学が得意な子はどんどんどんどん発展していきますから、次々もっと難しい問題はないか、もっと難しい問題はないか、と思う子もいますので、もちろん基礎的、基本的なことがしっかりと掲載されているうえで、さらに発展的な学習というものが充実しているということが必要ではないかと思えます。

それから、数学という学問は、連続性があるわけで、各学年ごとに、だんだんだんだん、螺旋状に上がっていくような連続性がよく保たれているかどうかということも重視いたしました。

中里委員

学べば学ぶほど数学が好きになってきてほしいと思うのですが、現実的には理数離れで、特に数学の差というのはすごく感じられます。数学が苦手だと、今度大学を選ぶときに選択肢が狭まってしまうというところもありますので、ぜひ数学は好きになってほしいと思っています。そのためには、本当に丁寧な基礎・基本、繰り返し繰り返し学習してだんだん上がっていくところだろうと思えますが、一度つまずいてしまった、欠けてしまった、例えば小学校の中学年あたりに欠けてしまった、例えば小数のわり算とか、分数の計算あたりでつまずいてきた子の回復の場面がないのが非常につらいです。私も一年間だけ免許外申請をきちんとして、中3の数学を教えていたときがあるのですが、小学校時代につまずいた部分が、この子はここがつまずいてるとわかっている、先に行くために救えないところがあって、とても悩みの種でした。家庭学習ガイドブックなどもできていて、繰り返しの学習もありますので、積み重ねかなと思っています。瀬谷さくら小では学校独自の算数検定と国語検定というのを、自主的に子どもが取り組めるような取組をやっていましたが、授業外の部分、遊びの中で、子どもたちが学習を深めていくような、繰り返し繰り返しの学習ができるといいのかなと思います。私も理科の教師だったのですが、本当は数学のほうが好きで、教わらない問題が解けたときの喜びというのは、本当に嬉しかったです。数学というのはそのような喜びを与えられる教科だと思いますので、学べば学ぶほど数学が好きになる子どもが増えてくるといいと思います。

山田教育長

横浜に限らずの話だと思いますが、小学校から中学校に行くときに、数学の嫌

いな子というのはぐっと増えるのです。やはりこれは教師の授業力とか指導力に大きくかかわる部分が多いと思うのですが、教科書も、そのギャップが生まれないような工夫、例えばノートのとり方についても丁寧に書いてあるものが、子どもにとってはいいのかなと思います。あとは先生の力が相当影響する分野だと思っています。

野木委員 私はこれこそeラーニングをしていくことが、いいのではないかと思いますので、これをぜひ進めたいと思います。

今田委員長 それでは、数学についてのご意見等ありましたので、終わりましたので、それでは次に、理科の説明をお願いいたします。

齊藤指導主事 理科のインデックスがついております1ページ目をお開きください。中学校理科の答申でございます。中学校理科は東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、啓林館の5者です。

観点ごとに教科書を調査・研究した結果です。観点1の(1)では、東京書籍、大日本図書が、観点1の(2)では全発行者が、観点1の(3)では東京書籍、大日本図書、啓林館が、観点1の(4)、(5)、(6)、(7)及び(8)では全発行者が、観点1の(9)では東京書籍、大日本図書、教育出版、啓林館が、観点2では東京書籍、大日本図書、学校図書、啓林館が、観点3では全発行者が、観点4では東京書籍、学校図書、教育出版、啓林館が、観点5では東京書籍、大日本図書、学校図書、啓林館が、観点6では大日本図書、学校図書、教育出版、啓林館が、観点7では東京書籍、学校図書、教育出版、啓林館が、観点8では東京書籍、大日本図書がより適切であると答申されております。

9ページの横浜市の児童生徒の学習実態では課題として

- ・観察・実験のような直接体験を重視したわかりやすい授業を心がける必要があること、日常生活と関連させて理科の有用性や重要性を理解させること
- ・観察、実験をしっかり行い、一人ひとりが結果を整理し考察する学習活動を通して、知識、技能を確実に身に付ける必要があること
- ・科学的な思考力を育てる必要があること

が挙げられております。

また、さらに発展的に学習させたい点として

- ・理科学習を通して科学技術への関心を高めること
- ・学習した知識や技能を活用し、生活の場につなげて考え行動する力を身に付けていくこと
- ・観察、実験の結果や考察などを発表する際に、コンピューター等を積極的に活用し、分かりやすく伝えること

が挙げられております。

以上が理科答申でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

今田委員長 はい。所管課から説明が終わりました。各委員、ご意見・ご質問等がございましたらどうぞ。

中里委員 ほかの教科の教科書も同じなのですが、理科の場合は特に子どもの学習意欲を高め、教師が子どもに教えやすいものであるということ、それから子どもが学ぶに当たって、必要な学習内容が質的にも量的にも十分に確保されていること、それから発展的な学習に関する記述の充実があるということが非常に大きなポイ

ントになってきます。

理科は5者出版社があるわけなのですが、特徴がそれぞれあります。まず教科書の使い方をきっちり説明して、導入で入っているところ、それから「初めに」の部分で基礎的な、例えばレポートの書き方とか、基礎的な実験操作の仕方を明記して、それをまた再度使うときにはそこにまた振り返って、再度見れるようになっていく扱いがあること、それから種類の違う実験についてはきちんとレポートの記載の仕方が書かれているもの、自由研究についてのアドバイス、資料提供なども充実している教科書もありました。

今回から一分野、二分野という分類がとれまして、学年ごとになりましたが、ネーミングもいろいろ工夫があるようです。旧来の一分野、二分野というネーミングをしている教科書もあれば、生命・地球編、物質・エネルギー編というような具体的な名称としている教科書もありました。

理数離れしておりますが、実験のときに必ず足りれば足りるだけの実験道具を用意してあげて、最低でも二人一組で実験ができるようにしてほしいと思います。一人一個の実験が可能であれば、必ず一人で一個という形にすると、子どもは必死になってやります。いたずらもしません。本当にそういう機会を与えながら、ぜひ理科好きな人間にして、子どものもともと持っている好奇心をもっと高めていってほしいなと思っています。特に今の時代の子どもたちは画像に慣れてしまっているので、頭の中で空間的な概念を描くというところが苦手です。それも理科では大事な要素かと思っています。

それから、最後に少し全般的に気になった教材があるのですが、複数の教科書で、混合物の蒸留のところで、赤ワインを扱っているのです。見た目に赤のワインを温めて蒸留すると、ここに出てくるアルコールが透明になってきて、視覚に訴えるのでなかなかいいのかもしれませんが、私は中学生の教科書に赤ワインは非常に抵抗があります。昨年ですけれども、ある小学校へ見学に行ったときに、算数の比の学習、6年生の学習のところで、担任の先生が職員室にあったコーヒーのポットを持ってきて、その濃さを、代表した子どもに飲ませていたのです。周りの子どもたちはみんな引いてしまっているのです。普通のご家庭だとコーヒーは子どもにふさわしくない飲み物であると教えられているのだけど、なぜコーヒーと思いました。それと同じようなことで、中学校の教材に赤ワインというのはわかりやすい教材かもしれないですが、抵抗があります。違う教科書では自分で混合物をつくらせて、そして蒸留して分けている教科書もありました。

今田委員長

よろしいですか、ほかには、いいですか。

それでは理科の科目の説明は終了させていただきます。

ちょっとここで傍聴の皆様にお配りをした資料で、地図の分野の教科書の全体的特徴、それから教科書採択の観点が抜けていたようでございます。追加して配付をさせていただきます。では、お配りしてください。

事務局

<資料配付>

今田委員長

それでは、引き続き会議を継続します。

それでは、音楽（一般）について、説明をお願いいたします。

齊藤指導主事
室長

資料の不備がございまして、大変申し訳ございませんでした。

続きまして、音楽（一般）でございます。音楽（一般）のインデックスがついております1ページ目をお開きください。中学校音楽（一般）の答申でございま

す。中学校音楽（一般）は教育出版、教育芸術社の2者です。

観点ごとに教科書を調査・研究した結果です。観点1の（1）では、教育出版が、観点1の（2）及び（3）では全発行者が、観点1の（4）では教育芸術社が、観点1の（5）、（6）、（7）、観点2、3、4及び5では全発行者が、観点6では教育出版が、観点7及び観点8では全発行者がより適切であると答申されております。

9ページの横浜市の子童生徒の学習実態では、音楽（一般）の課題として

- ・興味関心を高めるような親しみのもてる楽曲等の資料を用意し、主体的に取り組むようにすること

- ・表現活動では、全体のバランスや調和に関心を持って音楽表現をすること

- ・創作分野について質的な高まりや深まりが求められること

が挙げられております。

また、さらに発展的に学習させたい点として

- ・合唱活動で仲間と音楽をつくり上げたり、調和のとれた響きを追求したりする姿勢をさらに伸ばすこと

- ・リコーダーで自らアンサンブルに取り組んで演奏を楽しめるようにすること

- ・鑑賞分野では、各国や地域での特徴を感じ取り、曲想を全体的にとらえることが挙げられております。

以上が音楽（一般）答申でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

今田委員長

はい。所管課からの説明が終わりました。皆さんの中でご意見・ご質問等がございましたらどうぞ。

小濱委員

簡単なことなのですが、また私的なことに言及して恐縮ですが、音楽、非常に好きなのです。好きですが、やるほうは全然だめで、聞くのがとても好きなのです。音楽は音を楽しむと書きますが、やはり学校の授業でも、本当に生徒たちが楽しんで学べるようなものが望ましいだろうと思います。それはもちろん授業の仕方によっていろいろと変わってくると思いますが、教科書ということに限定して申し上げると、やはり同じ、例えば唱歌で、赤とんぼは2社のどちらにも載っていますけれども、そちらが赤とんぼの、飛んでいるときの季節感とか、ビジュアル的にきれいなものが背景に使ってあるかとか、そういうことが結構大事だと思えます。音を楽しむ学問であれば、音楽の教科書を楽しむということが結構必要ではないかと考えました。

あと一点、国歌の扱いです。君が代。これが取ってつけたようにしかしてないところと、きちんと扱っているところとあるということも、尺度になると思いました。

今田委員長

ほかにごございますか。

それでは、なければ、次に音楽（器楽）の説明をお願いいたします。

齊藤指導主事
室長

音楽（器楽）のインデックスがついております1ページをお開きください。中学校音楽（器楽合奏）の答申でございます。中学校音楽（器楽合奏）は教育出版、教育芸術社の2者でございます。

観点ごとに教科書を調査・研究した結果です。観点1の（1）、（2）、（3）、（4）、観点2、3及び4では全発行者が、観点5では教育出版が、観点6及び7では全発行者が、観点8では教育出版がより適切であると答申されております。

7ページの横浜市の児童生徒の学習実態では、音楽（器楽合奏）の課題として

- ・興味関心を高めるような親しみのもてる楽曲等の資料を用意し、主体的に取り組むようにすること
- ・表現活動では、全体のバランスや調和に関心をもって音楽表現をすること
- ・創作分野について質的な高まりや深まりを求められること

が挙げられております。

さらに発展的に学習させたい点として

- ・合唱活動で仲間と音楽を創り上げたり、調和のとれた響きを追求したりする姿勢をさらに伸ばすこと
- ・リコーダーで自らアンサンブルに取り組んで演奏を楽しめるようにすることが挙げられております。

以上が音楽（器楽合奏）答申でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

今田委員長

はい。所管課から説明が終了しました。何かご意見・ご質問等がございましたらどうぞ。あ、どうぞ。山田教育長。

山田教育長

この音楽は、一般と器楽合奏とを別々に採択するようになっていますが、今まで、別々の会社の教科書になったことはないと思います。別々の教科書にされますと現場で大混乱を起こすと思いますので、ぜひ先生方の採択のときにはよろしく、ご配慮をお願い申し上げます。

今田委員長

ほかにございませんか。

それでは、次に美術の説明をお願いいたします。

齊藤指導主事
室長

美術のインデックスがついております1ページをお開きください。中学校美術の答申でございます。中学校美術は開隆堂、光村図書、日本文教出版の3者です。

観点ごとに教科書を調査・研究した結果です。観点1の（1）では開隆堂、日本文教出版が、観点1の（2）、（3）では全発行者が、観点1の（4）では光村図書、日本文教出版が、観点1の（5）では開隆堂、日本文教出版が、観点1の（6）、（7）及び（8）では全発行者が、観点2では開隆堂、光村図書が、観点3では光村図書、日本文教出版が、観点4、5、6及び7では全発行者が、観点8では日本文教出版がより適切であると答申されております。

7ページの横浜市の児童生徒の学習実態では、課題として

- ・鑑賞の能力については、日本及び諸外国の美術文化や友達の作品について話し合ったり、批評しあったりして、美術を深く味わいながら、表現と鑑賞のつながりを図り、指導の充実を図ること

- ・美術を通して生活を楽しく豊かにする美術の働きを実感できるように指導すること

- ・表現と鑑賞の学習の充実を図るために、思いや考えを言葉にするなど、言語活動を効果的に取り入れること

- ・小学校と中学校の学習を連動させ、鑑賞と表現の活動を充実させること

が挙げられております。

また、さらに発展的に学習させたい点として

- ・他教科領域や学校生活と美術との関連を図った学習展開ができるようにすること

・社会と美術のつながりやかかわりについて考えるようにしていくことが挙げられております。

以上が美術答申でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

今田委員長

所管課からの説明が終わりました。ご意見・ご質問等ございましたらどうぞ。

奥山委員

やはり美術の教科書なので、教科書自体も、非常にレイアウトが美しいようなものがあると思って選びました。課題にも挙がってます表現力ということと、鑑賞の力を育むというこの二つがとても大きなことだろうと思います。表現ということ言えば、美術ですので、表現技法というところでは、教科書を見ながらですね、自分もその表現技法を学べるということがあったり、それから発表するというような意味での表現活動、そういったものにつながるようなものがあると思いましたし、鑑賞の力を育むということ言えば、日本の古典的なものや、それから西洋のもの、その取り扱いのバランスも見ていきたいと思いました。

あとはやはり美術も中学校で終わりという生徒もいると思いますので、美術が生活の中でどのように取り入れられているのか、町の中にもどんなところに美術があるのか、そのような意味では、明日から横浜のトリエンナーレが始まりますが、横浜の子どもたちにぜひ街に行って、美術鑑賞する、美術を楽しく愛好するという気持ちが生まれるような教科書を選びたいと思いました。

小濱委員

小学校の図工の採択のときにも申し上げたのですが、最近の美術の教科書というのは、目的別に目次が分かれていて単元が分かれてる。それはそれで意味のあることですが、その中に生徒作品とか、それからいわば古典の名作とか、印象派以降の現代アートのものとか、割合無秩序に入り込んでいるような傾向があって、全体的に少し疑問を持った点です。

やはり古典の名作というものがたくさん入っているものがあるのではないかと、いうことを尺度にしました。

例えばフランスの小学校など、フランス、パリ、芸術の国ですけれども、小学校のすごく小さいときから名作の模写をさせるということです。日本でもそういうことをやってほしい、日本ではいきなり夢を描こうとか、自由に羽ばたけ、自由に描けということが、日本の公教育での美術教育の基本方針では少し強過ぎるという感じがします。その前にむしろ基礎的な修練、修練に次ぐ修練の後に初めて個性が開花すると思います。

今田委員長

では、ほかによろしいですね。

それでは、特になければ、次に保健体育のほうの説明をお願いいたします。

齊藤指導主事
室長

保体のインデックスがついております1ページをお開きください。中学校保健体育の答申でございます。中学校保健体育は東京書籍、大日本図書、大修館書店、学研教育みらいの4者です。

観点ごとに教科書を調査・研究した結果です。観点1の(1)では大修館書店、学研教育みらいが、観点1の(2)では東京書籍、大日本図書、学研教育みらいが、観点1の(3)では全発行者が、観点1の(4)では学研教育みらいが、観点1の(5)及び(6)では全発行者が、観点1の(7)では東京書籍、大日本図書、学研教育みらいが、観点1の(8)及び観点2では全発行者が、観点3及び観点4では大日本図書、学研教育みらいが、観点5では全発行者が、観点6では大日本図書、学研教育みらいが、観点7では東京書籍が、観点8では大

日本図書、学研教育みらいがより適切であると答申されております。

9ページの横浜市の児童生徒の学習実態では、課題として

・実験や実習、作業課題や習得した知識を活用する課題を取り混ぜ、積極的な活動を引き出すスモールステップで取り組むこと

・一層の言語活動の充実を図ること

・自分の考えを相手に理解させたり、伝えたりする学習に取り組むこと

・運動学習におけるコミュニケーションスキルを身に付けるために言語活動を充実させること

が挙げられております。

また、さらに発展的に学習させたい点として

・生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を向上させること

・より一層の知識・技能の習得や、意欲的な態度を身に付けさせること

・運動やスポーツに関する科学的知識の確実な習得と活用ができるようにすること

が挙げられております。

以上が保健体育答申でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

今田委員長

はい。所管課からの説明が終了しました。ご意見・ご質問等ございましたらどうぞ。

中里委員

私は保健の授業、非常に大事な教科の一つだと思っておりますが、現実的には体育の実技と合わせると、晴れの日になるべく外で体を動かしたいということで、比較的雨天版という扱いになっている傾向もあり残念です。ヘルスプロモーションという視点で4者のうちの3つはそのような視点をはっきり打ち出しているようです。そして、生涯スポーツ、健康保持・増進のための食事、運動、総合的な生活面での睡眠という視点できっちり書かれていて、幅の広い内容のように受けとめました。法で定められた教科の名前なのですが、保健体育をもう少し時代に合わせた形のネーミングにしていく必要があるのではないか、雨天版から脱出するためにも、自分の健康を自分で保持していくために大事な教科であるという視点がほしいと思います。

今田委員長

よろしゅうございますか。

それでは次に、技術の説明をお願いします。

齊藤指導主事
室長

技術のインデックスがついております1ページをお開きください。中学校技術・家庭（技術分野）の答申でございます。中学校技術・家庭（技術分野）は東京書籍、教育図書、開隆堂の3者です。

観点ごとに教科書を調査・研究した結果です。観点の1の（1）では東京書籍、開隆堂が、観点1の（2）では東京書籍が、観点1の（3）では開隆堂が、観点1の（4）では東京書籍、開隆堂が、観点1の（5）では開隆堂が、観点1の（6）では東京書籍が、観点2及び3では全発行者が、観点4では東京書籍、開隆堂が、観点5では全発行者が、観点6では東京書籍、開隆堂が、観点7では東京書籍が、観点8では全発行者が適切であると答申されております。

7ページの横浜市の児童生徒の学習実態では、課題として

・情報社会において適正に活動する能力と態度を育成することを重視すること

・技術が環境に果たしている役割と影響を理解し、適切に活用することの重要性を実感させるなどの指導を重視すること

が挙げられております。

また、さらに発展的に学習させたい点として

- ・コンピューターの機能や特徴に関する知識の有用性を実感させるといった指導を工夫すること

- ・実際の生活の中でのトラブルなどの解決を想定した問題解決的な学習や、製作したものが目的の動作をしない場合に、原因を生徒自らが考えて解決させる場面設定を工夫すること

が挙げられております。

以上が技術・家庭（技術分野）の答申でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

今田委員長

はい。所管課から説明が終了しました。ご意見・ご質問等ございましたらどうぞ。

野木委員

多分この技術というのがここ 20～30 年で一番内容的に、増加した、あるいは変化した部分ではないと思います。昔は木工と金工と、電気、それで大概終わったのではないかと思いますけれども、今は材料が特にコンピューターになっています。コンピューターというのはできてからまだ本当に 60 年ぐらいですけども、すべてのところに入り込んでいる基本的なインフラです。だから、ここに入れ込んでしまうのが、もう無理なのではないかという気がしないでもないのです。

内容的にも、非常に多くて、中学生がこなせるような内容ではないと思います。私は 40 年間のエンジニアなのでですけども、私ですらわからないようなことも書いてある。もちろんそれに沿って、現実社会の中に、生活の中に入れていかなければならないので、セキュリティの問題など、ありとあらゆるものを入れていращやるので先生も大変だろうと思います。

ですから、コンピューターというのは別に考えるべきではないか、あるいは、もしこの技術の中に入れるのであれば、本当に基本的なことだけ、基礎だけにする。4 年後にはかなりコンピューターも変わりますので、そうしていかないと、内容的に 4 年持つのかなと思いました。

今田委員長

話の途中ですが、教育長、今の野木委員からお話があったことというのは、国のほうで採択の渦中でこのような話があったということを伝える機会がありますか。

漆間指導部長

特にそのような場面はありませんが、ただ技術・家庭科の指導主事が文部科学省で全国規模で集まる場面の中で、コンピューターの扱いについて、技術・家庭科の教科だけで収まらないのではないかと言うことは可能かもしれません。特にこの採択の中でご意見がありましたということを伝える機会はありません。

中里委員

技術分野も非常に大切な授業だと私は思っています。でも残念ながら、授業時間数が少なく、教えている先生たちはとても苦勞しています。教えるべきこと、実習でやるべきことがたくさんあるので、追いつかなくて苦勞しております。日本で言えばものづくりを積み重ねてきたすばらしいノウハウ、歴史があります。卓越したものづくりを紹介したりとか、それから勤勞観とか、職業観の育成に技術の授業というのは役に立ちますので、ぜひそのようなところに力を入れた教科書を選びたいと思っています。

今田委員長

では、次に家庭科の説明をお願いします。

齊藤指導主事
室長

家庭のインデックスがついております1ページをお開きください。中学校技術・家庭（家庭分野）の答申でございます。中学校技術・家庭（家庭分野）は東京書籍、教育図書、開隆堂の3者です。

観点ごとに教科書を調査・研究した結果です。観点1の（1）では全発行者が、観点1の（2）では東京書籍が、観点1の（3）、（4）、（5）、（6）、観点2、3、4及び5では全発行者が、観点6では東京書籍、開隆堂が、観点7では東京書籍が、観点8では東京書籍、開隆堂がより適切であると答申されております。

7ページの横浜市の児童生徒の学習実態では、課題として

- ・家庭実践の経験が少ない実態から、生活の中から課題を見つけ、よりよく生きるために主体的に問題解決を図ること
- ・情報を精査し実生活に結び付ける力に課題が見られることが挙げられております。

また、さらに発展的に学習させたい点として

- ・学習したことを衣食住などの生活に生かすこと
- ・言語活動を取り入れ、観察・実験・実習などの実践的な学習をさらに充実させていくこと
- ・地域の関連機関と連携し、豊かな実践的・体験的な活動の充実を図ることが挙げられております。

以上が技術・家庭（家庭分野）の答申でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

今田委員長

はい。所管課から説明が終わりました。ご意見・ご質問等ございましたらどうぞ。

奥山委員

技術家庭科（家庭分野）の教科書もとても大事なものだと思っております。ある意味総合科目です。ここの課題にも挙げられてました、やはり家庭でなかなか中学生、時間的にも忙しいこともあって、自分で、お料理をつくったり、暮らしというところを学ぶというのは家庭の中でなかなか難しくなっているという中では、家庭科を通じて、衣食住の基本的なことを男女ともに学ぶということがとても大事だろうと思えますし、親としては子育ての最終目標は、子どもの自立ということでありますから、そういった観点でも家庭と学校で一緒に連携してやってくというのはとても大事なことだと思います。

また、今核家族化で、家族の構成員は減っていますので、世代循環による支え合いというのはなかなか難しい中では、今回教科書の中に小さい子どものお世話をするとか、かかわるといのが出てきていると思うのですがけれども、これは子どもたちにとっても家庭をつくるとか、親になる、次世代育成という観点からもとても大事なことだと思いますし、小さい子どもたちの感情に共感していくところから自分の成長だとか、家族との関係性というのをもう一回見直していくことはとても大事なことだと思いますので、ぜひ学校だけではなくて地域との連携の中でも進めていただければと思います。

衣食住にかかわる総合的な体験学習に対して、子どもたちが主体的に取り組めるような配慮があるとか、具体的な手順、わかりやすい、そういった教科書を選びたいと考えました。

今田委員長

はい、ありがとうございました。
ほかにありますか。よろしいですか。
はい、それでは次に、英語のほうの説明をお願いいたします。

齊藤指導主事
室長

英語のインデックスがついております1ページをお開きください。中学校英語の答申でございます。中学校英語は東京書籍、開隆堂、学校図書、三省堂、教育出版、光村図書の6者です。

観点ごとに教科書を調査・研究した結果です。観点の1の(1)では全発行者が、観点1の(2)では開隆堂、学校図書、三省堂、教育出版、光村図書が、観点1の(3)では全発行者が、観点1の(4)及び(5)では三省堂、光村図書が、観点1の(6)では開隆堂、三省堂、光村図書が、観点1の(7)、観点2及び3では全発行者が、観点4では東京書籍、開隆堂、学校図書、三省堂、光村図書が、観点5、6及び7では全発行者が、観点8では三省堂、教育出版、光村図書がより適切であると答申されております。

13ページの横浜市の児童生徒の学習実態では、課題として

- ・言語活動を通して統合的に学習し、「聞く」「話す」言語活動と「書く」「読む」言語活動をつなげた学習をすること

- ・コミュニケーションの際にやり取りする内容が発達段階及び興味関心に応じたものにする

- ・文法をコミュニケーションの支えとなるものにとらえ、言語活動と一体的に行うこと

- ・場面と合わせた多様な例文を提示すること

が挙げられております。

また、さらに発展的に学習させたい点として

- ・外国語の背景にある文化に対する理解を深め、併せて自国の言語や文化に対する理解が深まるようにすること

- ・外国語によるコミュニケーションが必要とされる体験的な学習の中で、コミュニケーションの楽しさ、必要性を感じることができるようになること

- ・キャリア教育等の中で外国語の必要性を理解できるようにすること

- ・新聞等から外国語を引き出し、活用できるようにすること

が挙げられております。

以上が英語答申でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

今田委員長

はい。所管課からの説明が終わりました。ご意見・ご質問等ございましたらどうぞ。

小濱委員

私、昔に学習塾を経営しておりました。中学生の英語・数学などを見ておりました。そのときの経験を今よみがえらせて考えますと、文法的に、1年生の初めで英語でつまづく生徒が非常に多いのです。具体的に言いますと、一般動詞とbe動詞の使い分け、それから三単現のsと疑問文にしたらdoesにして、動詞のほうはsはとるといような、基礎的な文法を頭に入れるということがなかなかできない子が多いのです。それで英語嫌いになる。ならば文法をやらなければいいのかというとそんなことはなくて、やはりしっかりした文法的な基礎知識の上に豊かなコミュニケーションができると考えます。

どのような教科書が適切かという尺度ですけれども、1年生がつまづかないような、文法的な整理というものがしっかりできている教科書、それが第1点で

す。

それから、これも文法にかかわることなのですが、教科書の本文でそれぞれの文法事項とよく対応しているかという点です。

それから、第3番目に、ストーリー展開によっては時々親しみにくい、あんまり使わないような言葉、単語が出てきたりする教科書も見受けられますので、そういう単語がなるべく出て来ないようなものがないのではないかと思います。いかにして英語に親しませるかという戦略が私は非常に大切だと、そのような観点で考えました。

今田委員長

今お話があったように、こういうグローバルの時代で楽しく英語を勉強していくという意味で、コミュニケーション力をつけるというのも、これは学習指導要領の中で、積極的にコミュニケーションを図るということを言ってますけども、読んでいていろいろなエッセーのような楽しいもの、前向きなもの、そのようなものがどこまで盛り込まれてるのかという視点もかなり大切な視点だと、いろいろ見比べながら感じました。

野木委員

やはり国際的な人間になるという意味合いでいきますと、一番英語が必要なものだと思います。日本の場合はかなり文法重視で、確かに基本的なものは必要ですが、私は、とにかく自分の思ってることを表現できるということが大切ではないかと思います。文法でつまづいてしまうというのではなく、楽しく、ある意味ストーリー性を持って、全学年、1年生、2年生、3年生が展開できるような内容であって、親しみやすいようなことが大切だと思います。それからその中で、いろいろと日本の文化を紹介したり、日本の誇れるようなこと、例えばユダヤの人にビザを発行した人の話のような美しい話も入っているようなものがあれば楽しんで、誇りを持って見られると思います。そのような教科書というのがいいと感じました。

私はあまりできないくせに、国際会議で話したりしていますが、でも話さないとダメなのです。だから入り口を広くしてあげるということが大事なかなと感じました。

山田教育長

小学校から今の横浜の子どもたちは英語に親しんでいるので、聞くとか話すとかというのは結構スムーズに入って、これからよりスムーズになっていくと思いますけれども、ただ本格的に英語勉強するのは中学校からです。やはり先ほど小濱先生が言われましたけれども、私は、書くとか読むとかというところをしっかりと身につけてほしいのです。確かにこれからは話す機会とか聞く機会とか多い社会だとは思いますが、基本的にはまずしっかり書くこと、読むこと、そのベースになるのは文法ですから、そここのところがきちっと修まってないと、話すことはできてもすべてが会話だけでは収まらない、例えば文化を比べるにしても、いろいろな外国の文化を見聞きする以外に、読んだりすることも必要で、そこで得たものを日本の文化と比較するというのが私は、大切だと思います。スタンダード、オーソドックスなものが中学校1年のところから入っていくこと、それが私は一番なのかなと思っています。

小濱委員

ゆとり教育の中で、教科書が易しくなって、文法が抜けてしまった。それらの反省から、今度は文法がきちんと取り入れられていて、いいことだと思っています。最近話すことを重視という方向に傾きますと、ネイティブの英語、その発音をまねして話すと、ネイティブの英語はやはり崩れているので、それをまねする

というのは、そのネイティブの人たちにとっては、余り愉快なことではなくて、やはりきちっとした文法の英語を話してくれる方が嬉しいのだ、という話を聞いたことがあります。そのような意味でも、文法は大事だと思います。

今田委員長

はい。それでは、一般の中学校のほうは終わりましたので、次に南高等学校附属中学校用教科書の説明をお願いをいたします。所管課から説明をお願いいたします。

齊藤指導主事
室長

インデックス7番をご覧ください。南高等学校附属中学校用教科書答申でございます。

表紙を1枚おめくりください。各教科の全体的特徴及び観点別の調査・研究結果は各中学校用教科書の答申と同じでございます。「平成23年度横浜市教科書採択の基本方針」に基づいた答申となっております。

1枚おめくりください。次に、南高等学校附属中学校の生徒に想定される学習実態について、国語を例にしてご説明をさせていただきます。まず、上段の「基礎的・基本的な知識・技能」、「知識・技能を活用して課題解決をするために必要な思考力、判断力、表現力等」、そして「関心・意欲・態度」につきましては、本来ならば南高等学校附属中学校に入学している生徒の実態把握となるところでございますが、実際には現在生徒はまだおりませんので、この3つの点につきましては、中学校の答申に記載された小学校高学年を含んだ児童生徒の学習実態を記入させていただいております。

また、下段には、来春、中高一貫校として開校する南高等学校附属中学校の「ねらいを実現するために学習させたい点」を示しております。これは、南高等学校附属中学校の育てたい生徒像、生徒に身に付けさせたい力から整理されたものでございます。

本市の目指す”横浜の子ども”の姿を実現するためのねらいやその方向性を踏まえて、各市立中学校においては、その実現に向けて様々な特色ある教育活動を行っておりますが、来年度開校の南高等学校附属中学校におきましても同様に、特色ある教育活動を行っていく予定でございます。そこで、ここでは、答申の下段にある「ねらいを実現するために学習させたい点」について、特色ある取組を進める幾つかの教科につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、今、ご覧いただいている国語でございます。国語は、すべての学習活動の基礎となるもので、コミュニケーションの能力や課題解決能力の基本、そしてそれを発展させるためのベースとなります。

そこで、まず1番目として身に付ける言語能力を明確にして、その育成に向けて、学習を系統的に進めてまいります。

また、附属中学校では、附属中学校以外の中学校より週当たり1時間授業数が多くなっております。これを活用して、2つ目にありますように、基礎・基本はしっかり身に付けるとともに、それらを活用し、課題を解決できる力を、自分の考えを書いて発信する授業を通して育ててまいります。

さらに、3つ目の伝統的な言語文化を大切にして、古典に親しませる学習活動の充実を図ります。

続いて、3ページの数学をご覧ください。国語と同様、附属中学校では、週当たり1時間、授業数が多くなっております。増えた授業時間を有効に生かしながら、数学的な見方・考え方を育てる授業の工夫を考えております。学習指導要領に述べられている内容の習得はもちろんのこと、4つ目の数学的な活動の楽しさや数学のよさをさらに実感させることや、5つ目の課題探究への態度を育成する

ことに努力をしてみたいです。

続きまして4ページ、理科をご覧ください。理科では少人数制による探究的な観察・実験等を充実させるとともに、スパイラル的な学習により、前学年に学習した内容を振り返りながら、次学年以降の学習に体系的に発展させて、応用力を育成してみたいです。

続いて10ページ、英語をご覧ください。附属中学校には学びの柱として、国際交流がございまして。国際的な視野を身に付けるため、海外の学校との交流や現在検討している海外研修の場面では、英語はある意味不可欠なツールとなります。また、英語は国語、数学と同様、附属中学校においては週当たり授業時間が1時間多くなっております。そこで、英語では「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能を総合的に伸ばす授業の工夫を考えております。中でも、表現力の伸長を促すために、授業の中で「英語を使う」場面設定を多く取り入れ、スピーキング、ライティングに特化した時間を定期的に設ける予定でございまして。

南高等学校附属中学校用教科書答申については以上でございまして。

今田委員長

はい。所管から説明が終わりました。各委員からご意見・ご質問等ございましたらどうぞ。

山田教育長

まだ附属中学校に子どもがいない中で、今説明があったように、附属中学校の生徒の想定される学習実態ということで、この答申にあるように中高一貫校ということで、そこにいる子どもと、そこにいる子どもを教育する学校をイメージしてみました。ですが、附属中学校にふさわしい教科書と、ほかの中学校でこれがいいのではという教科書と、少なくとも私の中では同じになってしまったのです。しかもまだ実態がないわけです。ただ今説明ありましたように、附属中学校で幾つかの教科書について、非常に授業時数が多いというの、これも確かです。ですから、採択をしたい教科書以外に、副読本のようなもので十分配慮して、南高等学校附属中学校には、少し充実していきたいなということを検討しておりますので、中高一貫の特色は十分果たせるのかなと考えております。

奥山委員

実は私もそのほうが良いと思っていました。まず全体として、附属中学校以外の教科書を丁寧にこうやって委員で読み合って、いろいろな角度からこの教科書はいいのではないかとということで選んだ教科書なわけですから、これをやはり附属中学校の子どもたちにも基本的には同じものを使って学習していくというほうがよろしいのではないかなと思います。

野木委員

私も現段階では、附属中学校の教科書というのは同じでいいと思います。それで、附属中学校のこの答申に、「ねらいを実現するために学習させたい点」というのがありますが、この内容というのはほかの中学校でも実現させたい範囲内容でございまして。今は同じ教科書でよいのではないかなと思います。

小濱委員

私も賛成です。

今田委員長

はい。よろしいですか。

では、委員の皆さんの意見では、中学校用教科書と南高等学校附属中学校用教科書、一体で考えていくべきということですが、そういう意味では、採択についても一体ということではよろしいでしょうか。

各委員	<了 承>
今田委員長	<p>それでは、採択は一体で行うことといたします。</p> <p>これですべての教科の審議が終了しました。各委員からいろいろな意見がございましたが、これより採択を行います。</p> <p>採決の方法ですが、教育委員会会議規則第 27 条に基づき、挙手、記名投票及び無記名投票による方法がございますが、いかがいたしましょうか。</p>
小濱委員	<p>昨年までは無記名投票を採用してきたのですがけれども、教育委員一人ひとりの権限と責任というのは非常に重いと思います。教育委員会審議の公開性、透明性等の観点から、今回は記名投票でよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。</p>
今田委員長	<p>何かご意見ありますか。よろしいですか。</p>
各委員	<了 承>
今田委員長	<p>それでは、皆さんご意見がなければ、記名投票による採決ということにいたします。</p> <p>また、複数の教科書の中から採択していきますので、最も得票数の多いものを採択することといたします。ただし、同数の場合は、教育委員会会議規則第 29 条の「可否同数の場合は、委員長がこれを決定することができる」との規定を準用したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<了 承>
今田委員長	<p>それでは、そのようにさせていただきます。投票の方法について、事務局から説明してください。</p>
重内総務課長	<p>これから委員の皆様にご投票用紙をお配りいたします。委員名欄にご記入の上、各種目ごとに採択すべきと思う発行者名の欄に 1 カ所丸をつけてください。書き損じがあった場合は、はっきりわかるように消していただき、あらたに丸をおつけください。複数の欄に丸がある場合、無効となりますので、ご注意ください。全種目の記入が終わりましたら、事務局が投票箱を持って席を回りますので、投票用紙をお入れください。以上でございます。</p>
今田委員長	<p>はい。それではまず、投票用紙を事務局に配付をさせます。</p>
事務局	<投票用紙の配付>
今田委員長	<p>投票用紙の配付漏れはございませんか。皆さん行き渡りましたか。</p>
各委員	<確 認>
今田委員長	<p>それでは、記入をお願いをいたします。</p>
各委員	<記 入>

今田委員長 名前を左の下に、委員の名前を書き忘れのないようお願いいたします。

各委員 <記 入>

今田委員長 よろしゅうございますか。記入がお済みかご確認をください。
それでは、投票を行います。まず、事務局に投票箱を改めさせます。

事務局 <投票箱がカラであることを確認>

今田委員長 それでは、これより投票を開始します。事務局が投票箱を持って回りますので、投票用紙をお入れください。

各委員 <投 票>

今田委員長 投票漏れはございませんか。

各委員 <確 認>

今田委員長 それでは、これで投票を終了いたします。それでは、直ちに開票を行います。集計が終わるまでしばらくお待ちください。

事務局 <集 計>

今田委員長 それでは、中学校用教科書及び南高等学校附属中学校用教科書の投票結果を報告いたします。
国語は、教育出版 2 票、光村図書 4 票、よって光村図書といたします。
書写は、教育出版 6 票、よって教育出版といたします。
地理は、東京書籍 4 票、帝国書院 2 票、よって東京書籍といたします。
歴史は、東京書籍 1 票、日本文教出版 1 票、育鵬社 4 票、よって育鵬社といたします。
公民は、東京書籍 1 票、教育出版 1 票、育鵬社 4 票、よって育鵬社といたします。
地図は、帝国書院 6 票、よって帝国書院といたします。
数学は、東京書籍 4 票、啓林館 2 票、よって東京書籍といたします。
理科は、啓林館 6 票、よって啓林館といたします。
音楽（一般）は、教育出版 5 票、教育芸術社 1 票、よって教育出版といたします。
音楽（器楽）は、教育出版 5 票、教育芸術社 1 票、よって教育出版といたします。
美術は、開隆堂 1 票、日本文教出版 5 票、よって日本文教出版といたします。
保健体育は、学研教育みらい 6 票、よって学研教育みらいといたします。
技術は、東京書籍 5 票、開隆堂 1 票、よって東京書籍といたします。
家庭は、東京書籍 5 票、開隆堂 1 票、よって東京書籍といたします。
英語は、三省堂 2 票、光村図書 4 票、よって光村図書といたします。
確認のため、事務局から中学校教科書及び南高等学校附属中学校用教科書の結果について、報告をお願いします。

重内総務課長 国語、光村図書。書写、教育出版。地理、東京書籍。歴史、育鵬社。公民、育鵬社。地図、帝国書院。数学、東京書籍。理科、啓林館。音楽（一般）、教育出版。音楽（器楽）、教育出版。美術、日本文教出版。保健体育、学研教育みらい。技術、東京書籍。家庭、東京書籍。英語、光村図書。以上でございます。

今田委員長 以上のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、中学校用教科書及び南高等学校附属中学校用教科書については、そのとおり採択いたします。

特に、それ以外にご発言がなければ、これで本日の教育委員会定例会を閉会いたします。

なお、事務局より連絡事項がありますので、事務局、よろしく申し上げます。

重内総務課長 はい。この後でございますが、初めに委員が退室いたしますので、傍聴の皆様、記者の皆様はしばらくお待ちください。

なお、この後記者会見を行いまして、採択結果等、関連のことにつきまして、お知らせをいたしますので、皆様のご協力をお願いいたします。記者会見の時間等については、後ほどお知らせをする予定でございます。以上でございます。

今田委員長 長時間ご苦勞さまでございました。

[閉会時刻：午後2時00分]